

平成 25 年

# 三重県議会定例会会議録

( 6 月 12 日 )  
( 第 17 号 )

第 17 号  
6 月 12 日



平成25年

# 三重県議会定例会会議録

## 第 17 号

○平成25年6月12日（水曜日）

---

### 議事日程（第17号）

平成25年6月12日（水）午前10時開議

- 第1 県政に対する質問  
〔一般質問〕
- 第2 議提議案第8号  
〔提案説明〕
- 第3 議案第115号から議案第124号まで  
〔提案説明〕

---

### 会議に付した事件

- 日程第1 県政に対する質問
- 日程第2 議提議案第8号
- 日程第3 議案第115号から議案第124号まで

---

### 会議に出欠席の議員氏名

- 出席議員 49名
- |   |   |    |    |
|---|---|----|----|
| 1 | 番 | 下野 | 幸助 |
| 2 | 番 | 田中 | 智也 |
| 3 | 番 | 藤根 | 正典 |
| 4 | 番 | 小島 | 智子 |
| 5 | 番 | 彦坂 | 公之 |

6	番	栗野	仁博
7	番	石田	成生
8	番	大久保	孝栄
9	番	東	豊
10	番	中西	勇
11	番	濱井	初男
12	番	吉川	新
13	番	長田	隆尚
14	番	津村	衛
15	番	森野	真治
16	番	水谷	正美
17	番	杉本	熊野
18	番	中村	欣一郎
19	番	小野	欽市
20	番	村林	聡
21	番	小林	正人
22	番	奥野	英介
23	番	中川	康洋
24	番	今井	智広
25	番	藤田	宜三
26	番	後藤	健一
27	番	辻	三千宣
28	番	笹井	健司
29	番	稲垣	昭義
30	番	北川	裕之
31	番	舘	直人
32	番	服部	富男
33	番	津田	健児

34	番	中 嶋	年 規
35	番	青 木	謙 順
36	番	中 森	博 文
37	番	前 野	和 美
38	番	水 谷	隆
39	番	日 沖	正 信
40	番	前 田	剛 志
41	番	舟 橋	裕 幸
43	番	三 谷	哲 央
44	番	中 村	進 一
45	番	岩 田	隆 嘉
47	番	山 本	勝
48	番	永 田	正 巳
49	番	山 本	教 和
50	番	西 場	信 行
51	番	中 川	正 美

欠席議員 1名

46	番	貝 増	吉 郎
(52	番	欠	員)
(42	番	欠	番)

---

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	林	敏 一
書 記 (事務局次長)	青 木	正 晴
書 記 (議事課長)	米 田	昌 司
書 記 (企画法務課長)	野 口	幸 彦
書 記 (議事課課長補佐兼班長)	西 塔	裕 行
書 記 (議事課班長)	上 野	勉

---

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	鈴 木 英 敬
副 知 事	石 垣 英 一
副 知 事	植 田 隆
危機管理統括監	渡 邊 信一郎
防災対策部長	稲 垣 司
戦略企画部長	山 口 和 夫
総 務 部 長	稲 垣 清 文
健康福祉部長	北 岡 寛 之
環境生活部長	竹 内 望
地域連携部長	水 谷 一 秀
農林水産部長	橋 爪 彰 男
雇用経済部長	山 川 進
県土整備部長	土 井 英 尚
健康福祉部医療対策局長	細 野 浩
健康福祉部子ども・家庭局長	鳥 井 隆 男
環境生活部廃棄物対策局長	渡 辺 将 隆
地域連携部スポーツ推進局長	世 古 定
地域連携部南部地域活性化局長	森 下 幹 也
雇用経済部観光・国際局長	加 藤 敦 央
企 業 庁 長	小 林 潔
病院事業庁長	大 林 清
会計管理者兼出納局長	中 川 弘 巳
教育委員会委員長	岩 崎 恭 典
教 育 長	山 口 千代己

公安委員会委員長

田 中 彩 子

警 察 本 部 長

高 須 一 弘

代表監査委員

福 井 信 行

監査委員事務局長

小 林 源 太 郎

人事委員会委員

楠 井 嘉 行

人事委員会事務局長

速 水 恒 夫

選挙管理委員会委員

落 合 隆

労働委員会事務局長

前 畷 卓 弥

---

午前10時0分開議

## 開 議

○議長（山本 勝） ただいまから本日の会議を開きます。

## 諸 報 告

○議長（山本 勝） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

議案第115号から議案第124号まで並びに議提議案第8号は、さきに配付いたしました。

次に、三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例の規定により、予算に関する補助金等に係る資料が提出されましたので、さきに配付いたしました。

以上で報告を終わります。

---

## 追加提出議案件名

- 議案第115号 平成25年度三重県一般会計補正予算（第2号）  
議案第116号 平成25年度三重県立小児心療センターあすなろ学園事業特別会計補正予算（第1号）  
議案第117号 平成25年度三重県流域下水道事業特別会計補正予算（第1号）  
議案第118号 平成25年度三重県水道事業会計補正予算（第1号）  
議案第119号 平成25年度三重県工業用水道事業会計補正予算（第1号）  
議案第120号 平成25年度三重県電気事業会計補正予算（第1号）  
議案第121号 平成25年度三重県病院事業会計補正予算（第1号）  
議案第122号 副知事等の給与の臨時特例に関する条例案  
議案第123号 知事の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案  
議案第124号 平成25年度三重県一般会計補正予算（第3号）  
議提議案第8号 三重県飲酒運<sup>ゼロ</sup>転0をめざす条例案
- 

議提議案第8号

三重県飲酒運<sup>ゼロ</sup>転0をめざす条例案

右提出する。

平成25年6月10日

提出者 下野 幸助  
田中 智也  
石田 成生  
大久保 孝栄  
村林 聡  
中川 康洋  
辻 三千宣  
北川 裕之  
中嶋 年規

### 三重県飲酒運転<sup>ゼロ</sup>をめざす条例

飲酒運転による事故から県民一人ひとりの命を守りたい。これは、誰もが願う切実な思いである。しかし、法律による厳罰化が進み飲酒運転に対する社会的非難が高まっているにもかかわらず、県内においてもいまだ飲酒運転による事故はなくなり、大切な命がこの本来防ぐことができる事故により奪われている。

私たちは、飲酒運転の根絶のためには、法律による厳罰化という外形的な対応だけではなく、規範意識の定着や再発防止という内面的な観点からの取組が必要であると考えます。そして、規範意識の定着のためには教育機関等による教育及び知識の普及を、また再発防止のためには特にアルコール依存症に意識を向けることを、実効性ある施策の具体的な取組として掲げる。

また、飲酒運転の根絶のためには、公務に携わる者が率先して取り組むことはもちろん、県民一人ひとりが飲酒運転は大切な命を奪う重大な事故の原因となることを深く認識するとともに、飲酒運転をしない、させない、許さないという強い自覚を持って取り組むことが重要である。

ここに、私たちは、規範意識の定着及び再発防止という観点からの取組を中心に、県、県民等が一致協力し飲酒運転を根絶するための取組を行うことにより、一日でも早く飲酒運転が<sup>ゼロ</sup>となることに願いを込め、この条例を制定する。

#### (目的)

第一条 この条例は、飲酒運転の根絶に関し、県の責務並びに県民及び事業者の努力を明らかにするとともに、基本的な計画の策定、教育及び知識の普及、アルコール依存症に関する受診義務その他必要な事項を定めることにより、飲酒運転の根絶に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民が安心して暮らすことのできる社会の実現に資することを目的とする。

#### (定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 飲酒運転 酒気を帯びて自動車等を運転する行為
- 二 自動車等 道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条第一項第九号に規定する自動車、同項第十号に規定する原動機付自転車及び同項第十一号の二に規定する自転車
- 三 飲食店営業者 酒場、料理店その他酒類を専ら自己の営業場において飲用に供することを業とする者
- 四 酒類販売業者 酒税法（昭和二十八年法律第六号）第九条第一項の規定により酒類の販売業免許を受けた者

（県の責務）

第三条 県は、飲酒運転の根絶に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、県民、事業者等が行う飲酒運転の根絶に関する取組に関し、必要な支援を行うものとする。

（県民の努力）

第四条 県民は、飲酒運転の根絶に関する取組を自ら進んで行うよう努めるとともに、県その他の者が行う飲酒運転の根絶に関する施策又は取組に協力するよう努めるものとする。

（事業者の努力）

第五条 事業者及び事業者団体は、その事業の特性を踏まえつつ、飲酒運転の根絶に関する取組を行うよう努めるものとする。

2 飲食店営業者は、前項の取組を行うに当たっては、酒類の提供を受ける者が提供された場所から移動するに際して、飲酒運転が行われないよう特に配慮するよう努めるものとする。

3 酒類販売業者は、第一項の取組を行うに当たっては、酒類を購入する者が購入した場所から移動するに際して、飲酒運転が行われないよう特に配慮するよう努めるものとする。

（基本計画）

第六条 知事は、飲酒運転の根絶に関する施策を総合的かつ計画的に推進する

ため、飲酒運転根絶に関する基本的な計画（以下この条において「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 次条に規定する教育及び知識の普及に関する事項

二 第八条に規定する再発防止のための措置に関する事項

三 第九条に規定する受診義務に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、飲酒運転の根絶に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを議会に報告するとともに、公表しなければならない。

4 知事は、毎年一回、基本計画に基づく施策の実施状況について議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

（教育及び知識の普及）

第七条 県は、飲酒運転の根絶に関する教育及び知識の普及のために必要な措置を講ずるものとする。

2 小学校、中学校、高等学校その他の教育機関は、その性格に応じた飲酒運転の根絶に関する教育を行うよう努めるものとする。

（再発防止のための措置）

第八条 県は、飲酒運転をした者に対し、飲酒運転の再発防止のための教育その他必要な措置を講ずるものとする。

（受診義務）

第九条 県内外において道路交通法第百十七条の二第一号又は同法第百十七条の二の二第三号の違反行為をした県民（以下この条において「飲酒運転違反者」という。）は、知事が指定する医療機関において、アルコール依存症に関する診断を受け、知事に対し、当該診断を受けた旨を報告しなければならない。ただし、既にアルコール依存症と診断されている者その他の三重県規則で定める者については、この限りでない。

2 知事は、三重県規則で定めるところにより、飲酒運転違反者に対し、前項

に規定する受診及び報告を行うべき旨並びに同項に規定する受診の期限を当該飲酒運転違反者に通知するものとする。

- 3 知事は、前項に規定する通知を受けた飲酒運転違反者が同項に規定する期限までに第一項に規定する受診及び報告をしないときは、当該飲酒運転違反者に対し、同項に規定する受診及び報告を行うよう勧告をすることができる。
- 4 飲酒運転違反者の家族等は、当該飲酒運転違反者が第一項に規定する受診及び報告をしないときは、当該飲酒運転違反者に対し、同項に規定する受診及び報告を行うよう促す等適切な対応に努めるものとする。
- 5 知事は、医療機関の指定等第一項に規定する事務に必要な事項を定めるものとする。
- 6 公安委員会は、知事に対し、第二項に規定する事務に必要な飲酒運転違反者の情報の提供を行うものとする。
- 7 第一項に規定する診断を行った医療機関は、診断の結果、アルコール依存症と診断された者に対し、アルコール依存症の治療に関し、積極的に助言及び指導を行うよう努めるものとする。

(相談)

第十条 県は、飲酒運転をするおそれのある者及びその家族等からの相談に応じるために必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供等)

第十一条 県は、県民、事業者等が行う飲酒運転の根絶に関する取組に資するため、飲酒運転の状況に関する情報の収集、整理及び分析を行い、適宜、その結果の提供を行うものとする。

(推進運動の日)

第十二条 県民の間に広く飲酒運転の根絶についての理解と関心を深めるようにするため、三重県飲酒運転<sup>ゼロ</sup>をめざす推進運動の日を設ける。

- 2 三重県飲酒運転<sup>ゼロ</sup>をめざす推進運動の日は、十二月一日とする。
- 3 県は、三重県飲酒運転<sup>ゼロ</sup>をめざす推進運動の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(表彰)

第十三条 知事は、飲酒運転の根絶に関し顕著な功績があると認められる県民等に対し、表彰を行うことができる。

(委任)

第十四条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、三重県規則、三重県教育委員会規則又は三重県公安委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年七月一日から施行する。ただし、第九条の規定は、平成二十六年一月一日から施行する。

(調整規定)

2 前項ただし書に規定する規定の施行の日が道路交通法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第 号）第一条のうち道路交通法第百十七条の二の二中第四号を第六号とし、第一号から第三号までを二号ずつ繰り下げ、同条に第一号及び第二号として二号を加える改正規定の施行の日前である場合には、当該改正規定の施行の日の前日までの間における第九条第一項の規定の適用については、同項中「同法第百十七条の二の二第三号」とあるのは「同法第百十七条の二の二第一号」とする。

提案理由

飲酒運転の根絶に関し、県の責務並びに県民及び事業者の努力を明らかにするとともに、基本的な計画の策定、教育及び知識の普及、アルコール依存症に関する受診義務その他必要な事項を定めることにより、飲酒運転の根絶に関する施策を総合的かつ計画的に推進する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

---

## 質 問

○議長（山本 勝） 日程第1、県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。11番 濱井初男議員。

〔11番 濱井初男議員登壇・拍手〕

○11番（濱井初男） 皆さん、おはようございます。今日の質問のトップバッターを務めさせていただきます新政みえ所属、多気郡選出の濱井です。どうぞよろしくお願いいたします。

議長から質問許可をいただきましたので、早速質問をさせていただきたいと思えます。

まず、本県の防災・減災対策の取組についてお伺いをいたします。

国の南海トラフ巨大地震対策最終報告を受けた対応につきましてお尋ねするものでございます。

三重県では、備える、そして、逃げるを基本方針といたしまして、津波避難対策に重点を置いた緊急かつ集中的な取り組むべき対策といたしまして、三重県緊急地震対策行動計画が一昨年に策定されたところでございます。これを引き継ぐとともに、これからの地震・津波対策の方向性を定めて、そして、その道筋となる三重県新地震・津波対策行動計画の策定を進めていくとしております。

この新しい計画は、みえ県民力ビジョンにおける、命を守る緊急減災プロジェクトで進めている取組を含めた総合的な地震・津波対策計画であるべきものでございまして、見直し後の三重県地域防災計画と合わせて、これから災害に強い三重づくりの指針となるものと理解しております。

そこでお伺いをいたします。知事は5月28日に公表されました、国の最終報告の内容をどのように評価しておられるのか。また、地域防災計画の見直しや新地震・津波対策行動計画の策定にどのように生かしていきたいと考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 国の南海トラフ巨大地震対策最終報告の評価と地域防災計画や新地震・津波対策行動計画にどう生かすのかという御質問でございます。

6月4日の提案説明でも申し上げましたが、今回の報告においては、これから実施すべき地震・津波対策の前提を、全て理論上最大クラスの地震・津波とすることは現実的でなく、100年から150年の周期で発生してきた南海トラフ沿いの大規模地震への対応を基本とすることや、報告書の随所に住民一人ひとりが主体的にという言葉が見られるように、防災・減災対策における自助の取組をより重視するという方針が明確に示されました。

このことは、これまで本県が2年間、緊急地震対策行動計画において進めてきた防災・減災対策、そして、これから新地震・津波対策行動計画において取り組んでいこうとしている対策の方針に合致しているものであると考えております。

確かに今回の報告書の内容には、避難所におけるトリアージや7日分の個人備蓄など、千年、万年単位の理論上最大クラスの地震を想定していると思われる対策も混在しており、現実的ということからいえば、少々戸惑いを覚えるような内容も含まれていますが、むしろ津波避難モデル、Myまっぴらんの開発やコンビナートアセスメントの実施など、本県がこれまで進めてきた対策、あるいはこれから進めようとしている対策と重なる部分が極めて多いと感じているところです。

報告書の内容が広範囲で多岐にわたっていることから、総花的との意見もありますが、国の立場からいえば、それはやむを得ないところであり、この報告書をしっかりと読み込んだ上で具体的な対策として生かしていくことが、防災・減災対策の最前線に立つ地方としての私たちの責務であると考えております。

今後、国から示される地震対策大綱や応急対策活動計画の内容を注視していく必要はもちろんありますが、それを待つことなく、今回の報告の中から取り入れるべき取組は大いに取り入れながら、本県の地域防災計画や新地震・津波対策行動計画の策定作業を進めたいと考えております。

現在、同時に進めている県の地震被害想定調査の結果も踏まえ、年度内にはこれらの計画の策定作業を終えて、県民の皆様に公表していくこととして

おります。

〔11番 濱井初男議員登壇〕

○11番（濱井初男） ありがとうございます。

知事の御答弁をいただきました。国の今後の動きを注視しながらも、今まで積み重ねた内容で対応していきたいと、こういうことでございます。

国のほうからは、今後30年以内に発生する確率は60から70%であると、それから、切迫性がかなり高いということでございます。また、地震の予知はなかなか困難であるということ、それから、避難者は最大950万人に上がって、半数程度しか避難所には入れない。それから、知事が言われましたように、食料とか水、大事なものは1週間以上分の備蓄が必要とのことでございます。こういったこともある程度は勘案していかざるを得ないかなという気もいたします。いろんな問題が考えられますけれども、県民の財産と人命を守る県の使命としまして、喫緊の課題と考えていただきながら、鋭意取り組んでいただきたい、このように要望いたします。

それでは、次に移らせていただきます。

2点目、3点目、4点目の質問はまとめさせていただきたいと思えます。

津波避難に関する三重県モデル事業の活用についてでございます。

モデル地区として選定された伊勢市二見町、熊野市有馬町での取組結果を今年の3月に津波避難に関する三重県モデル事業実施報告書としてまとめられたところでございます。

昨年9月の私の一般質問の御答弁は、住民一人ひとりがつくった避難計画を地域全体の避難計画にしていく。そして、災害時要援護者の避難対策も個人の避難計画として策定してもらいながら、課題と対応を検証していくと。そして、要援護者対策として、車での避難のルールづくりにも取り組んでいくとの内容でございました。この考え方をどのように整理されたのか、また、明和町が独自に実施した津波避難に関する取組にどのように連携、反映されたのか、事業結果を今後どう生かしていくのか、あわせてお伺いしたいと思います。

そして、三つ目でございますが、活断層地震への対策でございます。

パネルをごらんいただきたいと思います。（パネルを示す）このパネルを見ていただきますと、活断層が北勢から中南勢、そして、伊賀地域にかけて集中しておるといふうなことが見られます。そのうち、鈴鹿山脈や布引山地の東側には活断層が最も集中しております。平野部との地形の境界に断層が重なっておるといふことでございます。

また、伊勢湾内にも、活断層が見られております。今日は時間の都合もありまして詳しくは述べさせていただきますけれども、三重の活断層という冊子がございます。（現物を示す）これでございます。そして、ホームページでも防災みえというところからごらんいただけますので、どうぞ見ていただきたいと思います。

それでは、一昨年にも質問いたしましたけれども、県内活断層の基礎調査はどこまで進んでおるのか。また、活断層の情報を広く周知していく必要があると思います。詳細な調査の実施をまた国に強く要望していくべきではないかと考えますので、御答弁を求めます。

この活断層は大変注視していく必要があると思います。30年以内の地震発生率がやや高いグループでゼロから1%ですけれども、発生しますと平野部ではマグニチュード8程度の強い揺れによる建物の崩壊や液状化によるライフラインの被害、山沿いや斜面では崖崩れ等が発生する可能性がございます。未調査の箇所もありますので、調査が急がれると思います。

四つ目でございますが、地域防災総合事務所の体制とその役割についてでございます。

県民センターが地域防災総合事務所ないしは地域活性化局となりまして、危機管理地域統括監が設置されました。三重県危機管理計画の中でそれらの責務が述べられております。また、事務分掌につきましても述べられております。地域防災総合事務所及び地域活性化局の責務もここで述べられておるところでございます。

要約しますと、危機管理を統括しながら、関係職員を指揮監督する。ある

いはリスク情報の把握、分析や自然災害発生時等の危機管理発生時における情報収集、分析、関係事務所への助言、支援、総合調整などと多岐にわたっております。

現実の組織を伺いますと、陣容は何も変わっていないんじゃないか、こんなふうに見受けられるわけでございます。平成24年4月に組織改正で地域の防災・減災対策はどのように強化されたのか、お伺いしたいと思います。

以上、お願いいたします。

[稲垣 司防災対策部長登壇]

○防災対策部長（稲垣 司） 濱井議員から防災・減災について幾つかの御質問を賜りましたので、順次御答弁をさせていただきたいと思っております。

まず、1点目は、津波避難に関する三重県モデル事業の活用について何点かございました。

この津波避難に関する三重県モデル事業でございますけれども、まず、新しい仕組みとしては、何度も申し上げておりますけれども、Myまっぷランと名づけました、住民一人ひとりの津波避難計画を作成して、これを地域で集約して、それを地域の津波避難計画とすると。そうした取組がございまして、そのほか、災害時要援護者の避難、あるいは自動車による避難のあり方の検討などなどを、議員も言われましたが、熊野市、伊勢市の2地区で住民の皆さんの協力を得ながら、ワークショップなどを行って、実証実験的に行ってきたものを報告書に取りまとめたわけでございます。

その中で、まず、災害時要援護者でございますけれども、その避難につきましては、確かにワークショップの中におきましても、住民の皆さんにとつては、特に重要な大変難しい課題であるということが認識されておりました。報告書の中におきましては、災害時要援護者に関する情報共有とか、安全な避難対策、これについてこのMyまっぷランと、災害時要援護者の個別避難支援計画、これをともに活用しながら、例えば避難支援計画にあります支援体制などをMyまっぷランのほうにうまく書き込みながら、そうした形を地域でつくり上げて、実際に地域地域で機能する形をつくっていくのが望まし

いということを経済書の中で述べさせていたでいておりますけれども、まだ具体的な対策としては課題が残っているのが事実でございます。

また、自動車による避難につきましてでございますけれども、そもそも津波からの避難は、まずは徒歩による避難が原則と考えております。しかしながら、津波の到来が極めて時間が短いとか、あるいは安全な避難場所へ行くのには相当距離があるとか、そうした場合には、また、先ほど申しました、とりわけ災害時要援護者の方の避難とかは、これは車でなければ実際の避難が困難となる場合が当然あります。

しかし、そうした場合に限り、誰を車に乗せて誰が運転するのかというルールとか、あるいは渋滞発生のポイントはどこだ、あるいは、避難ルートの通行障害はどんな状況だと、そうしたことを地域で十分に検討した上で、自動車利用に関する、これも地域地域の合意をまとめていただきたいということで、その具体的な検討項目、これこれというのを整理したところでございます。そうしたことを報告書のほうではつらつら述べさせていただきます。

次に、明和町の取組との関係でございますけれども、明和町は昨年度、研究事業として三重大学の川口准教授のグループとともに、共同で事業を実施しております。内容は、地域懇談会やワークショップ、避難訓練の実施などを通じて避難訓練の具体的な計画を検討する内容でございます。これは先ほど申しました、私どもが進めてまいりました取組の方向性と大いに合致するものでございます。

したがって、これらは大淀地区とか下御糸地区で行われておったんですけれども、今回、上御糸地区なんかも加わって行われると聞いております。そうした地区のどこで具体的にというのはこれからの計画ですけれども、本年度は私どものMyまっぷランもこの中で活用していきながら、さらにそれらの取組を継続していくことにしたいと考えております。

その話し合いは今進めておまして、県としまして、私どもの防災技術専門員や指導員はもちろんのこと、コーディネーターとかさきもりの皆さん

の協力も得ながら、できる限りの技術支援や財政支援を行って、この取組を支援していきたいというふうに考えておるところでございます。

次に、活断層の御質問がございました。調査の進捗状況等々と周知の関係でございますけれども、活断層に関しましては、これまでも平成7年の阪神・淡路大震災を契機に、県内に存在します主要な活断層については、国と役割分担をしまして、活断層の位置や、あるいは活動履歴などについて明らかにするための調査を実施してまいりました。

また、平成16年には、新潟県中越地震が起きましたけれども、これを受けて、平成17年から19年度にかけて名古屋大学の協力を得ながら、県内全域の詳細な活断層地図を作成し、先ほど、三重の活断層のパンフレットも御紹介いただきましたけれども、県のホームページでも公表を行うとともに、これらを啓発素材としまして活用しながら、みえ出前トークなんかも通じながら、地域にある活断層を決して県民の方が忘れないということを目指して啓発活動をずっと進めてきております。

こうした詳細な活断層地図を作成していく過程で、七里御浜沿いの地域にも活断層の可能性のある地形の存在が指摘されました。これは2年前の御質問の際にも、前の部長が答えておりますけれども、県におきましては、平成21年度から23年度にかけて、この地形の成り立ちを明らかにすることを目的に現地踏査、ボーリング調査などの基礎調査を行ってまいりました。

しかし、ここにつきましては調査が結構難航しておりまして、県内に存在する北中部の主要な活断層と同様なものかという結論にはなかなか位置づけが至っておりません。依然としてなかなか不明な点も多いというのが実態でございます。現在もなお専門家の方の意見を聞きながら、現時点において七里御浜の地形についてはどのような解釈をしたらいいのかといったような調査結果の検証、分析を進めているところでございます。

国に対する要望に関しましてですけれども、国に対してはこれまでも地震・津波対策のための観測研究体制の強化などにつきましては提言、提案を行ってきたところでございます。こうした活断層に関しましても、今回、今

申し上げた七里御浜沿いの地形とか、あるいは本県の防災対策上に重要な活断層のうちで現時点ではその活動履歴がまだまだ十分に明らかでない部分、これらについてはより詳細な調査を実施していただくよう国のほうに引き続き要望を行っていきたいというふうに考えているところでございます。

最後、地域防災総合事務所、地域活性化局との体制の問題とか役割の御質問がございましたけれども、議員から御案内のとおり、県では本年度、従来の県民センターを地域防災総合事務所及び地域活性化局へと改めて、所長並びに局長が危機管理地域統括監という形で兼務をすることになりました。

この危機管理地域統括監というのは、議員からも若干説明がございましたけれども、地域における危機管理、災害対策を統括する役割を担うということで、平常時には常にアンテナを高く張って、とにかく危機を察知すると。そして、それを関係事務所長と共有するという役割を担っております。いざ災害時には、所管区域の災害情報をまず一元的に把握して、地方部の長として災害対策活動の総合調整を行うという役割を担っております。

また、本年度、この地域防災総合事務所並びに地域活性化局と私ども防災対策部とが連携しまして、先ほどもずっと申し上げておりますこの津波避難に関する三重県モデル、あるいは避難所運営マニュアル策定指針などを地域へ水平展開を進めていく取組を一緒に始めたところでございます。

こうした活動をスムーズに展開していくために、同じく本年度から防災対策部と各事務所長、地域活性化局長との会議の場を、今まではなかったんですけれども、定期的に月1回、地域防災・危機管理会議と名づけて設けることにしまして、3回に1回ぐらい、知事や統括監にも御出席願うという形にしておりまして、必要な情報共有や意見交換を行うということにしたところでございます。

議員からは人員の話がありましたけれども、私としても職員は確かに喉から手が出るほど欲しいのはやまやまでございます。しかし、そうした状況は程度の差はあってもどの組織も同じでないかというふうに思っております。限られた人的資源の中でいかに効果的に組織を運営するかということが大事

でありまして、そうした意味では新しい会議の場も設けまして、新体制をとって始めておりますので、今2カ月余りがたって見ておりますと、確かに徐々に機能しているのではないかというふうには思っております。

ただ、今後取組を進める中で当然課題も見つかってくると思いますので、それは当然整理して検証しながら、改善すべきところは改善して、体制のさらなる充実に努めてまいりたいと、かように考えております。

長くなりました。以上でございます。

〔11番 濱井初男議員登壇〕

○11番（濱井初男） ありがとうございます。

中心になるのはMyまっぷランを活用した取組かなというふうに感じました。これは自分でつくることができない人もおりますし、個人情報保護の問題でちゅうちょされる方もいらっしゃると思うんですよね。いろいろ課題が出てくると思います。

防災ノートを今子どもたちにつくってもらっていますけれども、こちらのほうと連携させる必要があるのではないかと、こういうふうに思います。今後どのように整理していかれるのか、お伺いしたいと思います。

そして、組織の問題ですけれども、確かに今の陣容でいかに効果的、合理的に、機動的に物事を動かしていくかということが一番大事だと思うんですけれども、やっぱり限界が出てくる場合も想定されます。今後、課題も出てくるのかなという感じもしておりますけれども、全く今までの状況と同じというふうに私は感じましたものですから、そこら辺はこれからまたいろいろと御検討いただく課題であるかなと、こんなふうにも思っておるところでございます。

それから、車の利用なんかにつきましても、やっぱり地域の人と十分に話し合いを持ちながらやっていただくということが必要なと思います。地域によって地形等の条件も違いますし、いろんなケースが出てくると思いますので、これらについて危機管理の地域の統括監の方たちが中心になって動かれるということでございますので、今後そのことにつきましては期待をさせ

ていただきたいなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

そして、地域防災総合事務所の体制とその役割につきましては、今日は防災・減災の立場からお尋ねいたしましたけれども、特に有事における統一的な体制づくりというのは本当にしっかりやっておいていただかなければと思ひますので、これは要望をさせていただきたいと思ひます。

幾つか質問をさせていただいたと思ひますけれども、御答弁をお願ひしたいと思ひます。

**○防災対策部長（稲垣 司）** まず、Myまっぷランと防災ノートとの連携という質問が最初にございましたので、それからお答えします。

県としましては、学校や家庭におきまして子どもたちが防災ノートを活用して、そして、防災に関する正しい知識とか防災行動、これを身につけて、そうした子どもたちが地域に出て、そして、Myまっぷランに取り組むと。そうしたことで次世代の防災の担い手になっていただくというのを本当に目指したいと思っております。このために防災ノートの定着、Myまっぷランの定着、それぞれ二つの取組の定着を図るのはもちろん大事であると思っております。

加えて、子どもたちが学校や家庭だけではなくて、地域の防災研修とか、あるいは防災訓練にも容易に参加できる機会を提供したいと、それが大事かと思っておりますもので、そうすることによって二つの取組が学校から家庭、家庭から地域へとスムーズに流れてつながっていくようなことになろうかと思ひますから、今年度はそうした仕組みのあり方についても教育委員会や、あるいは三重大学とも検討しながら考えていきたいというふうに思っております。

あと、地域防災総合事務所の体制ですけれども、これは先ほど申しましたとおり、今はとにかく現人員でやるのが精いっぱいですので、やりながらどうしようもないような課題があったらそれは別ですけれども、今の体制で努力してまいりたいと思っております。

次に、車の使用の話だったと思ひます。車の使用に関しましては、昨年度

の伊勢市、熊野市の取組の中で、伊勢市においては実際に災害時要援護者の方に限って公用車を走らせるという実験も行ったりしております。今後もこの取組の中で、先ほど所長とも協力してという話がありましたけれども、所長、局長には先ほど申しました会議の中で、進捗状況なんかも聞いていくという話にしていますから、どんなことがいいのか、それはもういろんな実験をしながら検証をしていきたいなというふうに思っております。

以上でよろしいですか。

〔11番 濱井初男議員登壇〕

○11番（濱井初男） ありがとうございます。

時間に限りがございますので、次の観光産業への取組につきましてお伺いさせていただきたいと思えます。質問は4点ございます。1点目から3点目までは続けさせていただきたいと思えます。

まず、1点目でございます。観光分野と他分野との融合、連携についてお伺いいたします。

昨年7月に策定されましたみえ産業振興戦略には、地域の成長戦略として六つの戦略が掲げられております。その中でサービスの戦略の一つとして観光の産業化に取り組んでいくこととしております。観光の産業化として、地域資源を活用した商品開発、コンシェルジュや場所文化を軸とした共感者づくり、観光と他分野産業の融合、連携がうたわれております。観光産業は宿泊業、飲食業のみならず、経済波及効果が広いため、地域経済を牽引していくことになるからでございます。

その具体的な取組として、医療産業と連携した観光を展開し、各種スポーツ振興と連動した観光振興など、観光と他分野の産業の融合、連携した取組を進めていくこととしております。松阪木綿や伊賀焼などの伝統工芸品の制作体験、食料品等の製造現場の視察、四日市の夜景など、産業活動そのものが観光資源となって産業の活性化にもつながるのでございます。

また、スポーツツーリズムにつきましては、スポーツ大会や合宿など、来訪者が多いこと、宿泊が伴うことが多いことなどから観光産業に与える影響

は非常に大きい効果がございます。さらに、スポーツ活動とともに観光地としての魅力を体感してもらうことで観光地としての発信にもつながるものがございます。熊野市や多気町など幾つかの市町で取組を進めていると伺っております。

しかしながら、観光と他分野産業の融合、連携した県としての具体的な取組が見えてきません。現在の取組と今後の取組方向、展開をお伺いしたいと思います。

また、著名人による県内の情報発信に積極的に取り組む必要があると考えます。高知県庁に実在するおもてなし課を舞台に、職員たちが高知県の観光振興のためにひた走る姿を描いた映画「県庁おもてなし課」、これが今日から三重県で上映されたと思うんですけれども、主演は若い人に人気のある錦戸亮、ヒロインはNHKの「梅ちゃん先生」の堀北真希で、共演には船越英一郎らのそうそうたるメンバーが出ております。著名人による情報発信にはいろんな方法があると思いますけれども、県外への発信はテレビ等での人気者などがインパクトがあるんじゃないでしょうか。フィルムコミッションももう少し活用できないかなというようなことも思います。

次に、部局横断的な観光振興の仕組みづくりについてでございますが、三重県観光キャンペーンの取組は、観光・国際局が中心に活動いただいておりますが、観光振興には世界遺産、文化財、自然公園、食などの魅力も大きくかかわっております。その意味では、より効果的な観光対策を推進するためにも部局横断的な仕組みを構築して、県庁が一丸となって観光振興に取り組むべきだと考えますが、県としての部局横断的な仕組みについての考え方と取組の現状についてお伺いしたいと思います。

そして、三つ目が遷宮と斎王など、近隣市町の連携による誘客等でございます。

遷宮を契機に観光キャンペーンによる積極的な情報発信が行われておるところでございますが、観光入り込み客の減少が危惧されております平成26年以降については、特に積極的な情報発信に取り組む必要がございます。地域

資源を生かした取組としては、伊賀地域の忍者、志摩地域の海女が大変注目を浴びております。遷宮についても出雲大社との連携や125社めぐりなど、テーマ性の高い取組が注目を浴びているところがございます。ポスト遷宮対策の企画立案に当たっては、テーマ性や訴求力のある地域資源を掘り起こしたり、再評価し、市町と連携した観光振興に取り組むことが重要であると思えます。

例えば斎王については、内宮、外宮、そして、斎宮というような伊勢市と明和町の連携も必要だと思えます。これだけにかかわらず、斎王が京都から群行する際に通過した市町、斎王に関係する市町も多くありまして、例えば鈴鹿市の鈴鹿頓宮跡、亀山市の赤坂頓宮跡、松阪市の忘れ井などとも連携するといった相乗効果のある観光振興策を行っていく必要があると思えます。

また、三重県観光キャンペーンのガイドブックには、周遊性、滞在性を高めるためのパスポートの利用やみえ旅案内所、おもてなし施設の情報が掲載され、三重県の旅を充実するための重要なアイテムとなっております。

そのような中で、地域別エリアパンフレットが県内5地域ごとに街道、食等のテーマを定め、観光情報や周遊コースについてまとめられ、4月に発行されているところがございます。大変わかりやすく、興味をそそる小冊子であると評価しているところがございます。

しかし、これは春に発行されたものでありまして、タイムリーとは言えない部分がございます。今後、10月以降のエリアパンフレットの発行に関する考え方と今後の予定についてもお伺いしたいと思います。

以上、御答弁をお願いします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

**○知事（鈴木英敬）** 私のほうからは2点、まず、サービス業とほかの分野との融合、連携の現在の取組状況と今後の展開というものと、著名人を活用した情報発信ということですが、まず、1点目、議員の御質問の中にあつた例とも少し重複しますが、答弁させていただきます。

近年、旅行者のニーズは、従来の見る観光から学び、交流、体験など、目

的が多様化するとともに、地域の文化、産業、環境等のテーマ性を重視する傾向にあります。

このため、県内各地においても、地域の多様な観光資源を生かし、スポーツ施設を活用したスポーツツーリズムや海や山、離島をフィールドとしたエコツーリズム、農山漁村での滞在交流を楽しむグリーンツーリズムなどのニューツーリズムと言われる様々な取組が行われています。

県内の取組としましては、世界中のモータースポーツファンが集まるF1日本グランプリの開催に当たり、鈴鹿F1日本グランプリ地域活性化協議会において、国、県、市、商工会議所、交通事業者等関係者が連携して交通渋滞解消に向けた環境整備や、おもてなしによる満足度向上に取り組み、成果を上げているところです。

また、ソフトボール、サッカー、自転車競技、トライアスロン、マラソン、グラウンドゴルフなどの大会や合宿を誘致するスポーツツーリズムは、地域のスポーツ施設と豊かな自然や体験メニュー、食などの観光資源を生かした取組が熊野市や多気町をはじめ、県内各地で行われています。

昨年度、鈴鹿市や紀北町において日本スポーツツーリズム推進機構、JSTAといますけれども、のアドバイザーを活用するなど、県として市町が進めるスポーツツーリズムの取組を支援しているところです。

スポーツ以外でも、コンビナートの工場夜景を海から眺める夜景クルーズ、伝統工芸品の制作体験、酒蔵や食品工場見学などの産業観光も盛んになりつつあります。

また、高齢者、身体障がい者、疾病を抱える方が安心して快適な観光を行えるようにバリアフリー観光を推進することは、潜在的な観光需要を掘り起こすことにもなります。

今後、こうした取組を進めていく中で、観光事業者、宿泊事業者にとどまらず、県内のサービス産業やものづくり産業への波及も含め、観光分野と他分野の連携を図りながら観光振興に取り組んでいきたいと考えています。

先ほど、取組が見えないとおっしゃっていましたが、例えば紀南ツアーデ

ザインセンターなんかは大臣表彰をもらったりとか、それなりにいい取組が出てきています。そもそもこういうニューツーリズム自体が、あるいは他分野との連携の観光自体が、多様なテーマで、特定の人とかニッチの分野とかもありますので、マジョリティーの人を巻き込んだ大きな機運とかはそもそもなりにくいので、そういう意味では見えにくいというのは当然なんだとは思いますが、その点は御理解いただいた上で、まだまだ情報発信が足りないと思いますからしっかりやりたいと思います。

著名人による県内外での情報発信に積極的に取り組むつもりかということですが、みえの国観光大使には今25名の方々に就任いただいて、日ごろの活動の中で本県の観光PRをしていただいております。

昨年11月の三重県観光キャンペーンキックオフイベントでは、萩本欽一大使に伊勢神宮の遷宮やイセエビ、世界遺産、馬越峠などを話題に笑いを交えながら三重の観光を情報発信いただきました。また、今年1月の東京ミッドタウンでの三重フェアのオープニングセレモニーでは、吉田沙保里観光大使と四日市出身の人気ミュージシャン、Ms. O.O.J.Aさんに全国各地に向けて三重の魅力を強力に発信していただきました。

一方、著名人による情報発信としては、昨年7月の第22回世界少年野球大会三重・奈良・和歌山大会で王貞治氏をはじめとするスター選手に大会を盛り上げていただきましたし、今年5月に志摩市で開催した日台観光サミットにおいては、安倍総理大臣と王貞治さんから、三重県のすばらしさを含め、ビデオメッセージをいただきました。さらに、今年6月には、49年ぶりに吉永小百合さんに神島にお越しいただいて、著名人による三重県の発信が行われました。

観光キャンペーン関係では、御当地ソングの女王として有名な水森かおりさんに三重県観光キャンペーン応援特使として、4月にリリースされた伊勢、鳥羽を舞台にした曲とともに、三重の魅力を幅広くPRしていただいているところです。

今後とも、みえの国観光大使を充実していくことも含め、全国的な著名人

の御協力をいただきながら、機会を捉えて国内外に三重の魅力を効果的に発信していきたいと考えております。

著名人の方には、御協力いただいている部分も多々ありますし、これまでよりは相当御協力いただいていると思うんですが、そのメディアへの乗せ方というか、メディアでの取り扱いってもらい方というものをもっと研究したり、深掘りしたりして多様にしていかないといけないと思いますから、その点、しっかり勉強して取り組んでいきたいと思います。

〔加藤敦央雇用経済部観光・国際局長登壇〕

○雇用経済部観光・国際局長（加藤敦央） 2点御質問をいただいたかと思えます。

1点目は、県庁が一丸となって観光振興を進めるということでの部局横断的な仕組みについての考え方と取組の現状、それから、もう1点は、遷宮と齋王など、近隣市町との連携、あるいは10月発行のエリアパンフレットの作成状況ということで御質問をいただいたかと思えます。

まず、1点目ですが、組織、全庁的な仕組みということですがけれども、三重県では、観光振興を着実に進め、観光産業を本県経済を牽引する産業の一つとして大きく育てていくため、平成23年10月に三重の観光振興に関する条例を制定するとともに、平成24年3月に三重県観光振興基本計画を策定しました。

観光振興基本計画には、食の魅力づくり、伝統産業の活性化、熊野古道の保存と活用、道路ネットワークの形成など、観光・国際局のみならず、各部局が実施する78項目にわたる施策展開の方向を示しております。

具体的には、世界遺産熊野古道については、県南部地域の地域振興の観点から、観光振興、物産振興等を所管する南部地域活性化局と連携しながら、観光・国際局としても熊野古道バスの運行や三重県観光キャンペーンにおける世界遺産熊野古道のPRなどの取組を行っております。

また、観光振興においては食の果たす役割が特に大きいことから、フードイノベーション課と観光誘客課の課長を相互に兼務させ、観光イベントや百

貨店での物産展において日常的に連携して業務を行っているところです。

さらに、島根県、奈良県との遷宮や神話をテーマとする観光連携においては、伊勢神宮と関係の深い環境生活部の齋宮歴史博物館と協力しながら取組を進めているところです。

一方、県庁全体で三重県観光キャンペーンを推進するため、他部局の職員も三重の魅力を語るよう、職員研修センターと連携して「式年遷宮と三重のええとこ」をテーマに職員研修を平成24年度には4回実施し、217名が参加したところであり、今年度も4回実施することとしております。

観光・国際局としましては、観光振興基本計画の全庁的な推進を図るため、関係部局の担当者等を構成員とする庁内会議により、観光振興の課題や今後の取組方向について情報共有するとともに、必要に応じ、各部の総務課長で構成します共通幹事会においても、観光キャンペーン等の情報を共有しているところです。今後も、三重県営業本部のメンバーとしての参画も含め、全庁一丸となって観光振興に取り組んでまいります。

もう1点ですが、遷宮と齋王での近隣市町の連携、エリアパンフレットの発行といったことについてお答えをいたします。

本年4月からの三重県観光キャンペーン実施に向け、昨年10月に三重県観光キャンペーン推進協議会を設立し、同協議会に県内を5地域、北勢、中南勢、伊勢志摩、伊賀、東紀州に分け、県内各市町、観光協会等をメンバーとする地域部会を設置したところでございます。

地域部会では、地域の魅力ある観光資源等の情報発信や地域の特色ある資源を活用した連携事業を展開するために、参加機関が一体となり取組を進めております。

現在、各地域部会ごとにテーマに基づくエリアパンフレットを作成しており、3年間にわたる本キャンペーン実施期間中に年2回作成することで、1地域部会当たり6冊発行し、各地域の新たな魅力の掘り起こしや五つのエリア内の観光周遊ルートが発信等につなげてまいります。

本年4月に発行いたしました第1弾エリアパンフレットでは、中南勢地域

においては「寄り道の旅 お伊勢さんつながり」をテーマとし、中南勢地域の各インターチェンジにおいて、齋宮歴史博物館をはじめ、いつきのみや歴史体験館など、お伊勢さんゆかりの地に観光客の方に立ち寄っていただくような情報を発信しております。

同時に発行したオフィシャルガイドブックでは、神宮式年遷宮を紹介するとともに、伊勢神宮と齋王のつながりの紹介をはじめ、各地から伊勢につながるコースガイドを掲載するなど、県内5地域の魅力ある観光資源等を発信しております。

なお、明和町につきましては、伊勢神宮とのつながりからも、本来の中南勢地域部会への参加とともに、伊勢志摩地域部会へもオブザーバーとして参加をさせていただいております。

現在、10月に発行する第2弾エリアパンフレットの作成に向け、各地域部会で6月中を目途に地域の特色ある資源を活用した企画を検討しているところです。

今後、伊勢までの齋王群行やお伊勢さんゆかりの地など、近隣市町と連携し、テーマ性を持った情報発信も検討してまいります。また、観光客の県内各地への誘客、周遊につなげるため、齋王をはじめ、魅力ある地域の観光資源等と伊勢をつなぐモデルコースの造成など、取組を進めてまいります。

以上でございます。

〔11番 濱井初男議員登壇〕

○11番（濱井初男）　たくさん答弁をいただきまして、ありがとうございます。た。

部局横断的な対応なんですけれども、私が各担当者にお話をお聞きしたりしますと、何かまだ相変わらず縦割りの部分も散見されるといいますか、そういう感じがするんです。観光産業として戦略的に取り組んでいくということならば、やはりもっと部局横断的なつながりがあってもいいんじゃないかなと、こんな感じがしております。これは私だけなんでしょうか。

例えば地域連携部南部地域活性化局、観光の仕事もされております。観光

局もありますし、伊勢神宮から熊野古道、つなげていかなきゃならないように思いますし、県土整備部も看板等に絡んできますでしょうし、教育委員会も文化施設とか、いろんな部分で絡んでまいりますし、もちろん農林水産部とも関連をしています。警察も公安委員会とも関係してくると思います。

私は、やっぱり定期的な担当者会議のようなものぐらいをつくって、観光だけではないんですけども、観光を戦略的に考えていくということならば、もっと積極的に仕組みをつくりながら進めていっていただきたいな、これが私の考えでございます。今後御検討いただきたいと思いますので、このことについては要望でおさめさせていただきたいと思います。

時間がかかり迫ってまいりましたので、次に移らせていただきます。

それでは、首都圏営業拠点などを活用したオール三重の情報発信についてお伺いいたします。

部局横断的な観光振興についてお伺いし、御答弁をいただきました。ぜひとも観光・国際局がリードしていただきながら全庁的な取組を推進していただきたいと期待しております。

さて、そのような取組をサポートしていくためにも、首都圏をはじめ、県外へもしっかりと情報発信を行っていく必要があると考えます。その際、先ほどの部局横断的な取組同様に、オール三重で三重を情報発信していくことが必要であります。

例えば、お茶などでも単発に情報発信するのではなく、その背景にある文化、歴史、さらには新たなデザイン性、例えばふっ茶お！という煎茶ティーバックなども抱き合わせた発信をすることが肝要でしょうし、それ以上に商品などの物産単発だけではなく、各部局の取組を一つにして、観光はもとより、文化、歴史、産業などの三重の魅力を総合的に発信していくことが私は大事だと思います。

その意味では、今年の9月に東京日本橋に開設される首都圏営業拠点などを活用して、オール三重で三重を売り込むような効果的な情報発信を行っていくことが必要と考えますが、雇用経済部の考え、今後の取組方向をお伺い

いたします。

その際、県やマスコミによる情報発信でなく、国内外の三重県人会や三重ゆかりの方とも連携していくことが効果的と考えますが、それについてもコメントをいただければと思います。

〔山川 進雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（山川 進） 首都圏営業拠点を活用いたしましたオール三重の情報発信についてお答えを申し上げます。

県内には、食や観光、歴史、文化、産業といった多様な魅力が各地域に数多くあります。この多様な三重の魅力をオール三重で効果的に売り込み、観光誘客や販路開拓につなげていくため、三重県営業本部に観光・国際局は無論でございますが、環境生活部、スポーツ推進局、南部地域活性化局、農林水産部などの関係各課から成る営業本部推進チームを新たに設置いたしまして、営業拠点の活用などについて毎週情報交換を行っておるところでございます。

また、このような県の体制に加えまして、現場に近い市町や商工団体との連携を強化していく仕組みづくりも必要不可欠でございます。5月24日から3日間、首都圏の大型ショッピングセンターで観光物産展、三重県フェアを開催いたしました。県内の各市町、事業者や関係機関の皆さんなど124団体の参画をいただきました。

このフェアでは、歴史や文化など、物語性のある展示や販売が効果的であること、さらに市町や商工団体等のフェース・ツー・フェースの関係が重要であることなども再認識をいたしました。このため、今後早急に市町や商工団体との情報交換や勉強会などを行いながら、地域と一体となった営業拠点での具体的な取組につなげていきたいと考えております。

また、首都圏で効果的に情報発信を行うためには、東京三重県人会など、三重県にゆかりのある人や企業、店舗など、幅広いネットワークが大切であると考えております。このため、三重の情報発信等を応援する三重の応援団や三重の応援企業、三重の食材や商品を取り扱っていただく三重の応援店舗

を中心としたネットワークづくりを進めておるところでございます。

今後、県、市町、関係団体、さらには県にゆかりのある方々とのネットワークにより、まさしくオール三重で首都圏における三重の発信に取り組んでまいります。こうしたネットワークを活用した情報発信の方法は、今後、首都圏だけではなく、関西圏における活動にも生かしていきたいと考えております。

以上でございます。

〔11番 濱井初男議員登壇〕

○11番（濱井初男） ありがとうございます。

かねてから雇用経済部長、横断的にやっていけないといけないというようなこともよく言われています。

今年の4月に、政務調査費を使ってアメリカニューヨーク市に伺う機会をいただきました。ニューヨーク市在住の三重県人会の方たちとお会いすることができまして、意見交換をさせていただいたところでございます。三重県をぜひ売り込みたいという言葉をいただきました。どうかこれからも国外の県人会の人たちとも連絡を密にしながら、効果的な情報発信をお願いしたいと、このように思います。

それでは、三つ目の森林保全と林業振興策についてお尋ねいたします。

まず、みえ森と緑の県民税についてでございます。

税を徴収する市町にとって新たな財源となる市町交付金でございます。これについてお伺いしたいと思います。

なかなか周知が図られていないんじゃないかなという感じがいたしております。もちろん県民もそうですし、それから、企業もそうであります。市町の中にも意見書が出てきておるようなことも聞いておりますし、やはりもっと積極的にといいますか、御理解をいただくように御努力いただいております。でございますけれども、やはり県民みんなで支える森づくり、森林づくりという趣旨ですので、どこかで反対されてもこれはぐあい悪い話でございます。しっかりと御理解いただけるような対応をお願いしていただきたいと、

こんなふうに思っております。

それから、この使い方につきましては、今言いましたような県民みんなで森林づくりをやっていく、それから災害に強い森林づくりということでございますので、そこら辺も今後県民の皆さんに周知を図っていただきたいなと思っておるところでございます。いろんなところで周知を図っていただいておりますけれども、まだまだ私は皆さんに浸透していないんじゃないかなと、こんなふうにいるところでございます。これにつきましてお伺いしたいと思います。

〔橋爪彰男農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（橋爪彰男） ただいま、みえ森と緑の県民税について大きく2点御質問をいただきました。順次お答えしたいと思います。

まず、1点目の市町交付金の関係の事業です。特に市町等、県民の方への御理解を十分にしようというふうな御趣旨でいただきました。

交付金についての使い勝手等も含めて、市町への理解を深めていただくようお願いしておりますが、まず、税の趣旨から少しお答えしたいと思います。みえ森と緑の県民税は、県内における台風等による災害の発生を踏まえ、県民の皆さんの安全で安心な暮らしを確保するために、災害に強い森林づくりと県民全体で森林を支える社会づくりを推進する施策の財源とするものです。

こうした中、平成23年4月の森林法の改正などによりまして森林行政における市町の役割の重要性が高まってきておりますし、地域の森林づくりの牽引役になることが求められておりまして、みえ森と緑の県民税では、市町が地域の実情に応じて創意工夫して森林づくりに取り組めるよう市町交付金制度を設けることとしております。

市町におきましては、この交付金を活用しまして、暮らしに身近な森林対策や住民と森林との関係を深める取組を進めていただくこととなっております。具体的には、荒廃した里山や竹林の再生、人家裏や通学路沿いの危険木の除去など、市町の工夫で事業化していただけるというふう考えております。

続いて、広報、特に理解を深めよというような御質問についてですが、新たな税の円滑な導入のためには、市町の協力が不可欠というふうに考えておりました、これまでも市長会や町村会、市議会議長会や町村議会議長会の場をおかりしまして、税の仕組みや使い道について詳しく御説明をまいりました。これらとあわせまして、市町の税務部局や農林部局の担当課の課長会議等も活用しまして、税の制度案であるとかの説明、さらにいろんな意見も伺ってまいりましたので、引き続きこれらの会議等も活用しながら、システムの改修であるとか、市町交付金の事業の準備とかいうことについて取り組んでまいりたいと思っております。

あと、県民への広報の部分なんですが、県民の皆さんに税の理解を深めていただくということが最も重要だというふうに考えておりますので、そのための周知活動を特に昨年度からも重点的にやっております、特に森林とのつながりが薄いといいますか、都市部の方とか平野部の方のほうも力点を置いて、いろんなイベントとか、地域の集会で周知活動というのを行ってまいっております。

県政だよりとか新聞、テレビ等の広報媒体も活用しておりますし、今年度はこれらに加えまして主要駅やコンビニエンスストアでのポスター掲示、県庁舎での懸垂幕の掲出などを行っていきたいと思っておりますし、さらに市町の方にもお願いしまして、市町の広報紙であるとか、経済団体の会報がありますので、そういうところへの掲載もお願いしながら、御理解が一層深まるようきめ細やかな対応に努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

〔11番 濱井初男議員登壇〕

○11番（濱井初男） 時間が非常に迫ってまいりました。

次に、林業再生のための所得増大策についてお伺いいたします。

三重の木やエコブランドのアカネ材など、県産材の需要拡大に向けて、あるいは公共的建物の新・改築時に使用するというところで頑張っていただいています。首都圏に向けた販路拡大の取組も行っております。この首都圏以外

でもPR等が必要ではないかなと、こんなふうに思うわけでございます。

また、再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度は、森林、林業に明るい兆しをもたらしております。いろんなこの制度を受けての事業計画が立ち上がっていることは承知しております。そして、一方、この制度に参加する発電所の施設整備については補助の対象とならないことも伺っております。

そこでお伺いいたします。これから本格的に木質バイオマス利用拡大を進めていくために県はどのような支援策を考えておられるのか、また、小規模な間伐などによる木材等の搬出に必要な簡易な作業道の整備に対する支援について県のお考えをお願いしたいと思います。

〔橋爪彰男農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（橋爪彰男） 林業振興関係で3点大きくいただきました。

1点目、県産材の需要拡大についてですが、これまで三重の木とかアカネ材の住宅とか公共建築物への利用拡大を推進してきております。さらに、首都圏等以外にというお話もいただきましたが、これまで首都圏とか中京圏に住宅展示会への出展などを行ってまいりましたが、今年度からそれに関西圏のPR等も加えてやっております。いろんな取組をする中で三重の木の認証材等の出荷量、平成22年度に2万4000立方メートル余りだったのが平成24年度には3万3899立方メートルというふうな拡大もしてきておりますので、引き続き取組を進めたいと思っております。

2点目、バイオマスの関係ですが、木質バイオマスにつきましては、供給先と需要といいますか、発電関係であれば、その両方の安定供給体制づくりというのが非常に大切になっておりまして、それに関連する施設の整備に対して支援を行っております。引き続き木材チップの加工機械のリースとか。

○議長（山本 勝） 答弁は速やかに終結をお願いします。

○農林水産部長（橋爪彰男） 支援を行っていきたいと思っております。

続いて、3点目、小規模な路網整備に対してということで、大きな基幹林道だけでなく、小さな作業道等についても一定の条件のもとに補助メニューがございますので、引き続き規模の点については相談させていただきたい、

乗らせていただきたいなと思っております。

以上です。

〔11番 濱井初男議員登壇〕

○11番（濱井初男） どうもありがとうございました。これで私の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○議長（山本 勝） 21番 小林正人議員。

〔21番 小林正人議員登壇・拍手〕

○21番（小林正人） 皆さん、おはようございます。自民みらい、鈴鹿市選出の小林正人でございます。

質問に先立ちまして、今日は本来、私は年間3回ほど県政リポートというのを発行させていただいておるんですが、そのたびにまず県民の方から一番質問していただきたいということが道路整備、そして、河川改修、こういったことでございました、3月ぐらいからそういった質問をさせていただこうかなと思っておったんですけれども、今回、まさにその所管の委員会に所属させていただきましたし、光栄なことにその委員会の委員長という立場でございますので、今回この質問をするのは困難かなということでお断りをさせていただきます。

そして、もう1点、動物愛護の問題でございますけれども、こちらのほうも三重県議会の中では一番推進をしておる議員と自負しております、昨今、愛知県、また大阪市のほうで地域猫の問題とか、あるいはそれにかかわる避妊去勢手術、自治体の助成金とか、小動物の譲渡の件とか、いろんな問題がクローズアップされており、今回もその問題を取り上げさせていただこうかなと思ったんですけれども、前々回の一般質問で我が会派の服部議員が持ち時間の半分以上もかけて丁寧に聞いていただいたので、この問題も今回はやめておくということを事前にお断りさせていただきました、通告に基づいて質問に入らせていただきたいと思います。

それでは、まず1点目、国防と平和維持についてでございます。

先日、防衛防災議員連盟で我が会派の貝増会長と前野幹事長を中心に、陸

上自衛隊久居駐屯地、航空自衛隊笠取山分屯基地に視察調査に行つてまいりました。そのときに現状を説明していただいた一等陸佐、二等空佐の話聞き、日常各メディアが報道しているような、例えば諸外国との戦力比較や能力の問題とかなりかけ離れていることに少々驚愕をいたしました。

本来、このような話については国のほうで議論されることかと思いますが、今回の調査も踏まえ、また、昨今の緊迫した対外情勢において、常日ごろから県民の方々にも、あつてはならないことですが、有事の際の危機意識を持っていただきたいという思いから、また、広域自治体である県の立場からもいろいろな情報を発信していただきたいという願いから今回質問をさせていただきました。

さて、既に御存じのように、今、外交という問題を考えますと真っ先に思い浮かぶのが対北朝鮮では弾道ミサイルや核実験の問題、対韓国では竹島領土問題、対中国では尖閣領土問題等であり、その背景にはアメリカやロシアといった大国の影も見え隠れしている状況であります。

ここで少し我が国の国防に関するこれまでの経緯をお話しさせていただきます。

さきの大戦後、1946年に軍備と交戦権の放棄をうたった第9条を含む日本国憲法が制定をされ、実質上、日本は非武装国家となり、在日米軍が日本の国防を行うこととなりました。以降、東西冷戦が開始され、朝鮮戦争が勃発、米国は国連安全保障理事会に要求をし、全面的に軍事介入し、その影響で日本の防衛を担うことができる軍事力が皆無となりました。

そこで、米国は日本独自の軍事組織の再編を求めましたが、国内の反戦世論と近隣アジア諸外国の反応を考え、治安維持に重点を置いた組織として1950年に警察予備隊が創設をされました。その後、保安隊を経て、1954年6月に自衛隊法と防衛庁設置法の防衛2法が成立をし、1954年7月1日に陸、海、空それぞれの自衛隊が発足をいたしました。

また、1992年にPKO法、1999年に周辺事態法、2001年にはテロ対策特別措置法、2003年には有事法制、イラク特措法など、専守防衛を離れ、積極的

に自衛隊海外派遣を可能にする法が成立をされました。

このような経緯を経て現在の自衛隊がありますが、昨今、そのあり方、例えば国防軍であるのかどうか等が問われ、その活動に対し賛否が分かれるところでもあります。

次に、近隣諸国との戦力と国防予算等の比較でございますが、特に緊張関係にある北朝鮮、韓国、中国と比べますと次のようになります。日本の自衛官、陸上勢力数ですが、14万人に対し、北朝鮮兵力数は100万人、韓国で52万人、中国では160万人となっております。作戦機は日本が420機に対し、北朝鮮が600機、韓国が570機、中国は2040機であります。艦船では、日本が143隻に対し、北朝鮮が650隻、韓国が190隻、中国が1090隻でありました。

一方、国防費といたしましては、日本の防衛関係費約4兆6625億円に対し、韓国は米ドルで約270億ドル、中国は852億ドルとなっており、北朝鮮に関しては情報はありませんでした。また、日本の防衛関係費は、この中では中国に次いで2番目ですが、その約半分が人件費に充てられておるということであります。

このように、数では圧倒的差がありますが、日本のメディアでは他国は旧式のものや能力、性能といったものが落ちるから、トータルの比較では他国にまさっているか同等と一般的によく報じられております。

しかし、さきの一等陸佐や二等空佐の話をお聞きすると、韓国、中国に關しましては、例えば作戦機を捉えさせていただいて例に挙げますと、第4世代機という最新の能力を兼ね備えている機の導入率に關しましてもかなり高く、このことにしてみても非常に脅威であると話されておりました。

以上のような状況の中、あつてはなりません、最悪を想定した場合、これからの国防のあり方、平和維持についての考え方、それらのことに対する県のかかわり方、県民への情報発信など、どのようにお考えになられておるか、知事の御所見をお伺いいたします。よろしく申し上げます。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 平和維持のための情報発信とか、そういうものに対する

県の考え方ということでございます。

まず、平和というものに対する考え方をこれまでも答弁しておりますが、少し申し上げますが、平和とは戦争や社会的な混乱などがなく、社会の秩序が穏やかに保たれているような状態であると考えております。さきの大戦の終戦から今年で68年を迎えることとなります。現在の我が国の平和と繁栄が戦争によって命を落とされた方々の尊い犠牲と戦後の国民の皆さんの多大な努力の上に築かれていることを決して忘れてはなりません。

私自身、8月15日生まれということで、自分の誕生日に戦争の悲惨さや平和の大切さについての報道に接し、毎年、平和への思いを新たにしているところです。平和な社会であることが幸福実感日本一の三重を実現するための前提であり、今後とも平和への思いを持って県政を推進してまいります。

ということでもありますので、基本的には、安全保障、国防については国の仕事であるにしても、地域の中で例えば災害派遣のときであるとか、自衛隊の皆さんにお手伝いをいただいているというようなことから、いつも記念式典に参加をさせていただいたり、あるいは自衛隊の皆さんと接している中で申し上げているのは、そういう自衛隊の皆さんが国を守る、国民の生命、財産を守るという本来の使命を全うするための活動をしやすいように、私たちが地域としてしっかり理解を進めていくこと、それを県としてもサポートをしていくということが大事であるということと、あと、地域の活動などに来ていただいたときに意見交換などをしっかりできるような形にしていく、ふだんから意思疎通もしっかりしていくということが大事だなというふうに思っています。

地方協力本部というのが自衛隊にありますので、その皆さんが広報を中心にやられています。県のイベントなんかにも多数来ていただいておりますので、そういう場で自衛隊の活動についてよく御紹介をいただくというようなことをサポートしていくということかなというふうに思っています。

いずれにしても、それぞれに思いはあるものの、軍備というものは、戦争放棄、専守防衛中心という中でそのために使われるべきという考え方には変

わりはありませんので、そういう前提を置いた上で県民の皆さんにも自衛隊の皆さんの活動をよく理解していただく、そんなサポートを県がしていくということは大事なかなというふうに思っています。

[21番 小林正人議員登壇]

○21番(小林正人) 知事、ありがとうございます。本来であればもっと深いところまで語っていただけるような気がしたんですが、こういう場所ですので控えられたのかなというような気もいたします。

確かに国防といいますと国マターの話でございまして、ただ、県においても、先般、県議会のほうからも北朝鮮の核実験の実施に対する抗議文を決議書として提出させていただいたという経緯もありますので、今後とも国だけに頼らず、さっき知事もおっしゃっていただいた県もかかわりを持って取り組んでいただけたらなど、このように思うところでございます。

特にこの対外、諸外国の問題でございますけれども、気になっておるのが北の弾道ミサイルの脅威についてであります。先日報道されましたけれども、5月18日に日本海上に短距離誘導弾3発が発射されました。さきの二等空佐の話では、今の日本の体制ではそういったものに対し、まず、海上のイージス艦の各種センサーが探知する可能性が大きくて、そして、それと並行して国内に配備された各レーダー基地にある能力別の地上配備型レーダーが探知して、箇所数は公表したらだめだということを言われましたので言いませんけれども、それらの情報を指令本部へ伝達、そして、着弾地を確認してから自衛隊法に基づいて対処というふうになるらしいですが、この間わずか5分から7分ということでございます。しかも、仮に迎撃が必要となった場合、今の法のもとでは、皆さん御存じのように、日本の制空権に入ってからしか対応できないため、非常に時間も短縮されるということでございます。

私ももちろんこの第9条の基本原則、専守防衛の理念というのはよく理解できますけれども、侵略行為や被害を受けてから初めて自衛権が行使できるという、言うなれば受動的な防衛のあり方では余りにも国民保護という点からリスクが大きく、私個人的には今後何らかの見直しが必要であるのではな

いかなというふうにしておるところでございます。

また、もちろん本当にこういった有事の際に対しての知識や備えも必要です。しかし、一方で、今回このような質問をさせていただいたのは、昨今、余りにもこういった現状に無関心、誰かが何とかしてくれるだろうという思いが大半を占める社会全体の機運、言いかえると、平和という中にどっぷりとつかっている現状で、特に若い世代が国を思う心、他を思いやる心、いわゆる道徳心、きちっとした道徳教育がなされれば、例えば昨今の社会問題でもあるいじめや自殺ということも減少していくと考えますし、また、先ほど知事の答弁の中にもございました、戦後復興に向けて大変な思いをし、取り組んでこられた先人たちのことを少しでも思い起こせば、努力や向上といったことが忘れがちになっている昨今、今ある現在の状況、平和ということがいかにありがたいかということも再認識でき、無気力、無気力症候群と呼ばれる子どもや若者たちの意識が変わることも期待できると思います。

そういったことから、最後に、このようなことを学ぶ、そして、知る、あるいは人格を形成するといった最前線の学校教育において、平和を維持するということに対しての教育をどのように行っておられるのか、教育長にも御所見をお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

**○教育長（山口千代己）** 平和に関する教育についてお答え申し上げます。

国際化、グローバル化が進展する社会であるからこそ平和の尊さに対して認識を深め、世界の恒久平和を求めて考え、行動する力を養う必要があると思っております。

学校教育の基本理念であります学習指導要領には、小・中学校において人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を持ち、具体的な生活の中で豊かな心を持ち、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造に努める、これが一つでございます。

そして、もう一つは、民主的な社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し、未来を拓く主体性のある日本人を育成する、そういうことの基盤になるのが道徳教育だと定義されており

ます。

そんな中で、県内の学校では、命を大切に作る心や他人を思いやる心、さらには国際的視野に立って世界の平和と人類の幸福に貢献する態度を育成する取組が進められております。

各学校におきましては、社会科や総合的な学習の時間を中心として、戦争を体験された地域の方々から話を聞いたり、戦争の史跡を調べたりするなど、地域の実態や子どもたちの発達段階に応じた取組も進められております。

さらに中学校、高等学校の修学旅行におきましては、広島、長崎、沖縄などを訪問して、語り部などから聞き取りを行ったり、戦争の遺物を見ることにより平和の尊さについて思いを深める学習をする学校もあります。

まだまだ十分とは言えませんが、県教育委員会といたしましては、今後も引き続き各学校において、平和に関する教育を含めて道徳教育にしっかりと取り組まれるように、市町教育委員会と連携して取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

[21番 小林正人議員登壇]

**〇21番（小林正人）** ありがとうございます。教育長、大変ありがたい答弁をいただきまして感謝しております。

引き続き県のほうにおかれてはこのような情報発信、また、学校サイドにおいては学ぶ場づくり等に取り組んでいただきたいと思ひまして、次の質問に入らせていただきます。

女性と高齢者の社会参画や就業についてであります。

前者においては、かつて夫が働き、妻が専業主婦として結婚後は家庭や地域での役割を担うという姿が一般的でありました。

また、後者においては、定年後、余暇を悠々自適に過ごすという傾向がありましたが、昨今では定年後のいわゆる高齢者となられてからもその就業意欲は旺盛であり、何らかの職につきたいと言われる方が生活事情のある方を含めると、国全体の統計で、65歳以上の方ですが、約60%を占めております。

また、昨年、平成24年度には国民全体の約3割、3000万人弱の方が65歳以上となられ、労働力人口も減少、今後はこれらのことも踏まえ、女性や高齢者の就業率というのをさらに上げていくことが社会全体の課題であると考えます。

そこで、まず、女性の就業についてであります。最近男女共同参画の取組や未婚化、晩婚化により増加傾向にはあるものの、まだまだ就業意欲があっても働けない状態の方々もたくさんおられます。ちなみに、平成22年国勢調査によりますと、三重県の女性就業率は46.5%で、全国順位は第16位であり、木曾岬町、玉城町、鳥羽市が50%以上と高く、南伊勢町、熊野市、紀北町が40%以下と低くなっております。

また、内閣府の女性の就業に関する世論調査では次のようなデータも出ております。対象は既婚者で、年齢が20から60歳まででございますけれども、まず、現在の仕事に満足していますかという問いに対して、「まあまあ満足」と答えられた方が50%、次いで、「やや不満」と答えられた方が24%、「やや不満」といった回答をされた方が収入が男性に比べて少ないというふうに答えられた方と同じでございます。次いで、勤務労働時間の融通がきかないということが38%でありました。また、今後いつまで働きたいかということに対しては、「働ける限りずっと」というのが60.6%、次いで、「定年まで」と「子どもが経済的に独立するまで」と答えられた方が同一で15%でありました。

次に、仕事をやめた理由という問いに対しては、「結婚」と答えられた方が最も多く38.9%、次いで、「家事、育児への専念」が26.7%、「家事、育児との両立が困難」と答えられた方が11%、「老人や病人の世話」が8%、「勤務先の都合」ということが6%でありました。

さらには、社会全般を見て、現在の女性は働きやすい環境にあると思いますかという問題に関しては、「働きづらい」と答えられた方が50%を超えておりました。

このようなことから、就業意欲があっても働けない理由の1番はワーク・

ライフ・バランス、仕事と生活の調和が実現できていないことだと私は考えます。結婚前の比較的時間に余裕がある時期、全国の初婚年齢平均は30.7歳、三重県は30.2歳ですが、それまでの女性就業率は67%から77%と、男性と遜色なく、以降は出産、育児に当たる時期、平均値ですが、45歳までは激減、その後、育児が終了し、再び働かれますが、さきに三重県の例で紹介しましたように、40%台と低く推移をしております。

このことはさきのデータでも紹介いたしました、子育てをしながら仕事をしようとする場合の選択肢や勤務体系の問題、また、家庭内での役割分担、男性が育休をとりたくても、対外的な問題や勤め先にそのような環境が整っていないため評価等に響くといったこと、総合的にいうと、いわゆるワーク・ライフ・バランスが実現できていないということになると思います。

ここで、少し、これまでこういった問題はあくまで個人と企業の自発的な努力により改善する考えを示していたアメリカが、今や仕事と家庭生活の摩擦を減らすことは国の最優先課題だとし、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいる内容を紹介させていただきます。

米国政府は、近年、ワーク・ライフ・バランスの推進は、国の労働生産性、国民の家庭の安寧、子どもの教育や健康、高齢者等の介護といった社会的問題に大きくかかわるものであると認識しております。国の施策といたしましては、保育、介護、養子縁組、転勤といった家庭のためのサポート、健康増進のためのサポート、教育のためのサポート等も行い、何よりフレックスワークの導入は非常に有効であると思います。

フレックスワークとは、時間や場所について柔軟な働き方のことで、日本でもフレックスタイム制度として普及はしておりますが、日本の場合は朝遅く出席をして夜遅くまで働く、これに対しアメリカはほとんどが朝早く出勤をして夕方に帰るといったものであります。

また、フレックスワークをバリエーションごとに分けると次のようなものがあります。まず、フレックスタイム、1日の労働時間を特定の時間帯を含むことを条件に自由に設定できる制度、企業導入率は99%でありました。次

に、裁量労働制、1日の労働時間を全く自由に設定できる制度、企業導入率は70%、次に、集中労働、週当たりの労働時間を平日に均等に消化するのではなく、限られた日に長く働くことで休日を増やすという働き方、企業導入率は89%、時短勤務、1日の労働時間を一定期間のみ基準より短縮する制度、企業導入率は31%、ジョブシェアリング、一つの仕事を2人で担当する制度、導入率は72%、最後に、テレコミュート、情報技術を活用して自宅やサテライトオフィスで勤務するという働き方でございますが、企業導入率は87%であります。

日本でも既に導入されている企業もあると思いますが、これらの制度をさらに県等が積極的に進めることでワーク・ライフ・バランスの実現をかなり推進すると思われませんが、お考えをお聞かせください。よろしくお願いいたします。

〔山川 進雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（山川 進） 女性の就業についてお答えを申し上げます。

女性が働き続けることができる環境づくりを進めるには、仕事と家庭が両立できる、個々の女性の置かれた状況に応じてフレックスタイムや短時間勤務など、いわゆるフレックスワークのような多様な働き方を選択できる環境づくりを進めることが必要だと考えております。

県では、女性が働き続けることができる環境づくりを促進するための取組として、「男女がいきいきと働いている企業」認証・表彰制度を実施しております。当制度では、働きやすい職場づくりの視点からフレックスタイムや在宅勤務などの制度の導入や仕事と家庭が両立できる職場環境づくりの視点から、法を上回る育児休業や短時間勤務制度の導入などを調査項目として、一定の基準を満たした企業を認証し、特にすぐれた取組を推進する企業を表彰しております。昨年度は68社を認証いたしまして、4社を表彰するとともに、そのすぐれた取組をパンフレット等でも紹介しております。

また、企業経営者等を対象に県、経営者団体及び労働団体の共同でワーク・ライフ・バランスセミナーを県内3カ所、四日市市、津市、伊勢市で実

施し、合計147名が参加をいたしました。セミナーでは、優良事例としての短時間勤務や休暇取得推進等の制度などの取組事例を紹介し、「大変参考になった」、「参考になった」と答えた参加者が98%を占めるなど、企業におけるワーク・ライフ・バランスの普及促進を図っております。

平成25年度におきましては、従来の取組に加えて就労継続支援緊急雇用創出事業を実施し、希望した企業に対して女性が働きやすい職場づくりの診断、アドバイスを行うとともに、女性の就労継続に取り組む企業の事例や働く女性の声を掲載するホームページを立ち上げて周知を図るなど、企業の取組を一層推進していくこととしております。

現在、国で検討をされております成長戦略にも、出産、子育て等による離職を減少させるとともに、女性が活躍できる環境整備を推進することとしており、今後も国の動向を注視しながら、女性の就労継続ができる社会づくりに向けて企業の取組を支援していきたいと考えております。

以上でございます。

〔21番 小林正人議員登壇〕

○21番（小林正人） ありがとうございます。

御答弁をいただいた中で、68社がそのような取組に対して認証をされておって、4社を表彰されたと。県としても、そういった女性が働きやすい環境整備にいろいろ御尽力をされておられるというような話でございました。

しかしながら、いろんな県内の現状を見ますと、このワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでおる事業所の割合ですけれども、先ほどの68社ですか、これが何社の中のどれだけというのはわかりませんが、パーセンテージでいくとまだまだかなり低くなっているようでございます。

また、県民指標では平成25年度の目標値としてこのワーク・ライフ・バランスの推進に取り組むというような目標値を32%に設定しておられます。これはちょっと低い目標かなというふうにも感じるところでございます。

また、ワーク・ライフ・バランスの推進において、雇用経済部所管の例えばワーク・ライフ・バランスの推進、勤労者地域づくり等参画支援事業、こ

ういった事業においては平成24年度、589万円あったものが456万円に、働き方改革推進事業では平成24年度、430万円あったものが平成25年には285万円に、さらには職場づくり事業では平成24年に273万円あったものが246万円に減額をされております。こういった減額を見てみますと、先ほど答弁をされました推進という方向とちょっと矛盾を感じるんですけども、その辺のお考えをもう一度お聞かせ願いたいと思います。よろしく申し上げます。

○雇用経済部長（山川 進） 個々の三つの事業の内容を順次御説明いたします。

働き方改革推進事業では、平成24年度はワーク・ライフ・バランスを推進するための事例収集、企業の取組支援となるマニュアル等の検討をやっておりました。平成25年度は、前年度の結果に基づきまして事例や取組方法をパンフレット化して普及啓発するという事業で、2年間にわたってそういうパンフレットをつくっていくという事業で、減額の145万5000円はその分の減額でございます。

それから、勤労者地域づくり等参画支援事業の減額につきましては、労働福祉団体が市町とか各種団体と連携して企画運営するワーク・ライフ・バランスの推進に関する事業に支援を行う事業でございまして、これは前年度にヒアリングをいたしまして、要望でできた実績値ということで132万5000円が減額となっております。

それと、働きやすい職場づくり事業につきましては、「男女がいきいきと働いている企業」認証・表彰制度を実施している事業でございますが、これについて、従来は制度周知に関する委託事業をしておりましたが、これについては私ども雇用経済部で周知ができるということで、直営という形になりまして26万7000円減額をしております。

以上でございます。

〔21番 小林正人議員登壇〕

○21番（小林正人） 減額の理由はよく理解できました。ありがとうございます。

確かに予算の増減だけでは、いろんなワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいただくということはお金だけの問題ではないというのはよく理解できます。そうであれば、これからの女性の就業ということ、また、働きやすい職場環境づくりということを考えていただくにおいて、やはり先ほどから何度も申しておりますように、このフレックスワーク等の導入というのは大変必要ではなからうかという気がいたします。

そして、今後もそういったフレックスワーク制度等の導入を県のほうから各企業にいろいろ啓発していただければというふうにも思います。そうすれば、おのずと、例えば仕事と家庭の両立が困難だとか、自己啓発や地域活動への参加が困難、長時間労働が心身の健康に悪影響を及ぼすとか、また、労働力不足の深刻化や生産性の低下、活力の衰退、少子化の急速な進行といった問題もかなり改善できると考えております。

また、質問の中でも前段で少し触れさせていただきました出産後、子育ての時期において、個人的には安心して子どもを預けられる機関、保育所等の整備が大きく就業率にもつながるというふうにも思っております。そういったことから、今後、保育所に対する整備や補助もこの際しっかりとやっただきますよう要望させていただいて、次の質問に移らせていただきたいと思います。

次に、高齢者の就業であります。

昨今の少子・高齢化、人口減少、それによる労働力人口の不足という現状から、先ほどの女性同様、高齢者の就業ということもこれからの経済に大きく影響を及ぼすと考えます。

総務省統計によりますと、65歳以上で就業している方、高齢就業者は全国で約495万人、就業率でいいますと全体の約19.4%を占めております。また、産業別で見えますと、農業就業者は121万人、就業率は全体の24.4%、次いで、卸小売業で86万人、就業率は17%、サービス業81万人、就業率は16.4%、製造業62万人で12.5%となっております。

また、この高齢就業者率を諸外国と比較してみますと、韓国が28.8%、ア

アメリカが14.5%、カナダが7.9%、イギリスが6.3%と、日本は韓国を除く他国より比較的高い率であります。

しかしながら、御存じのように、日本はアメリカ以下他国と比べますと、出生率、こちらが最新値で1.41とかなり低く、その影響で労働力人口が不足しているという現状であります。

内閣府の調査では次のようなデータも出ております。65歳以降70歳までの就業意向として、「仕事をしたい」と考えている方は44%、「仕事をしたくない」と考えている方が31.4%、「まだ考えていない」と回答された方が24.7%となっており、いつまで働きたいかという問題に関しては、「60歳ぐらいまで」と答えられた方が9.7%、「65歳まで」という方が19.2%、「70歳まで」という方が23%、「75歳まで」という方が11.3%、「働けるうちはいつまでも」と答えられた方が36.8%と最も多く、この結果からも高齢者の就業意欲は大変旺盛であると判断できます。

また、違う側面から、60歳以上の方が仕事を選ぶ際に重視する点として、賃金はさることながら、「これまでの経験を生かせること」というのが最も多く、次いで、「体力的に見合う仕事」というデータも出ております。

当県でも、もちろん高齢者の就業対策として、例えばシルバー人材センターに対する指導や助言、ハローワーク等関係機関と連携し、就職面接会を開催していただいたり、三重労働局と連携して、求人、求職双方のニーズの把握やジョブカードを活用したキャリアコンサルティングの導入等により職業訓練の充実に取り組んでいただいたり、いろいろな対策を講じておられます。しかしながら、これらの対策もまだまだ十分とは言えず、依然、高齢者の就業率は低く推移している現状であります。

さきに紹介させていただいたいろいろな統計結果を鑑み、今後県としてこの高齢者就業に対しさらなる良策を考えていただきたいと思ひますし、例えば既に高齢者就業を重んじる民間企業が促進をしておる、本人が希望する限り働き続けることができるエイジフリー制度等の導入を県が主体となって取り組み、民間企業等に啓発したりすることはできないものでしょうか、御所

見をお伺いいたします。よろしく申し上げます。

〔山川 進雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（山川 進） 高齢者の就業についてお答えを申し上げます。

働き手が減少していくという少子・高齢化が進む中、高齢者が長い職業人生で培ってきた知識、技術、経験等を経済社会の中で有効に活用していくことが必要です。

また、意欲と能力のある高齢者がその能力を生かして生き生きと働くことができる、社会の支え手として活躍できる、年齢にかかわらず働ける生涯現役社会の実現が望まれております。

高年齢者等の雇用の安定に関する法律によると、55歳以上が高齢年者とされており、希望者全員が65歳まで働けるよう法律が改正され、本年4月から施行されたところです。また、高齢者は意欲、体力の状況も異なることから、多様な雇用、就業機会の提供も必要だと考えております。

県では、定年退職等の高齢者の多様な就業ニーズや地域のニーズに応じた就業機会の提供や就労に向けた技能講習を実施しているシルバー人材センター連合会の支援を行っており、各シルバー人材センターでは、例えば保育士OB等による子育て支援事業などに取り組むなど、現役時代の経験を生かした就労の受け皿ともなっております。

また、三重労働局やハローワークなど、関係機関と連携しながら、中高年齢者を対象といたしました就職面接会を開催しており、平成24年度には6回開催をし、141社の企業が出展し、参加者655人のうち39人が採用内定を得ております。

三重労働局が平成24年10月に発表いたしました高年齢者の雇用状況によりますと、従業員31人以上の企業1811社のうち、70歳以上まで働ける企業は385社、21.3%、そのうち定年を廃止している企業は71社、4%となっております。その内訳は、大企業より中小企業のほうが進んでおるといような数値も出ております。例えば菰野町にある半導体関連の企業では、定年を定めずに自己申告制としており、18歳から70歳代の3世代が喜びを分かち合い

ながら働くことを実践することで技術と人の伝承を行っているとお聞きしております。

今後は、ものづくりやサービス産業における成長や高付加価値化に必要な人材が不足する中小企業の支援といたしましても、技術や営業、経理など、専門的な知識や経験を持つ企業OBを有効活用する新たな仕組みづくりの検討や意欲的に取り組んでいる企業の具体的な事例を収集いたしまして、県内企業のヒントとなるようなヒント集を作成し、広くPRし、高齢者が地域社会で活躍できることで地域経済の活性化を図っていきたくと考えております。

以上でございます。

〔21番 小林正人議員登壇〕

○21番（小林正人） ありがとうございます。

いろいろなことに取り組んでいただいておりますということを理解いたしました。引き続き、このような問題に対して、今、定年廃止、4%というふうに言われましたけれども、このパーセンテージが上がるように啓発活動に取り組んでいただきたい、このように思います。

続きまして、今回の私の質問の中で一番メーンのところでございます。低年齢児保育推進事業であります。この問題に関しては、前回の議案質疑でも取り上げさせていただきましたが、その後、何の進展、改善の方向性も見えてきませんので、再度お聞きしたいと思います。

既に御承知のように、この事業は保育所で預かるゼロ歳、1歳児を対象に国の保育士配置基準をゼロ歳児3人に対し保育士1人、1歳児6人に対し保育士1人をあてがい、手厚い保育を実施している保育所が県に申請をすることで補助金を交付してもらえるとといったもので、平成24年度は各園に対し約7900万円が補助、交付されました。

しかし、今年度、平成25年度は当初予算編成時において前年度より約1200万円減額されており、6700万円ほどの計上となっております。内容を調べてみますと、各市町によって異なりますが、中でも一番減額が大きい市を見てみますと、これまでゼロ歳児に対しては1人当たり5500円の補助が出てい

たものが今回から1600円に、1歳児に対しては3300円が900円に減額されるということでありました。大半の保育所は各市町が負担する運営費のみで経営され、なかなかゼロ・1歳児を預かるための保育士配置基準を満たしてまで、いわゆる人件費を負担してまでは預からないといったことが現状であり、今回の減額は手厚い保育を試みた園に対し、さらに運営上の負担をかけるといったことにもなりますし、今後、ゼロ・1歳児を預かりたくても、当然、善意または福祉的観点からですが、預かれないといったことにもつながってくると思います。そうなりますと、当然待機児童数も増えることとなります。

一方、この補助制度を活用した園ですが、平成20年度140カ園、21年度142カ園、23年度では146カ園と、増加傾向にありました。これだけ重要性があると思われるこの低年齢児保育推進事業、なぜ今回大幅な減額をなされたのか。前回、待機児童型への移行というお話もいただきましたが、私はこの事業は基本的には待機児童対策とは別と考えるのが当然であると思いますが、県当局のお考えをお聞かせください。よろしく申し上げます。

〔鳥井隆男健康福祉部子ども・家庭局長登壇〕

**○健康福祉部子ども・家庭局長（鳥井隆男）** 私のほうから、低年齢児保育の事業について、待機児童解消の観点を入れさせていただいたことについてお答えをさせていただきます。

三重県の待機児童数は平成24年10月1日現在で333名となっております、三重県安心こども基金を活用して平成24年度中に8カ所の保育所などを創設することで530名の定員増を図っているところですが、ここ数年微増の傾向にあります。

また、年齢別に見た待機児童の内訳は、ゼロ・1歳児が86%を占めておりまして、待機児童の問題は低年齢児の保育需要に供給が追いつかないというふうに私どものほうでは考えております。

議員もよく御存じだと思いますけれども、児童福祉法第24条では、保育の実施主体を市町と定めておりまして、低年齢児を含めた、保育が必要な児童に対し質の確保された保育を保障することは、基本的に市町の役割というふ

うに考えております。

県の役割としては、保育所の運営費負担や特別保育の補助のほか、市町の取組に関し、専門性や広域的な対応が必要な場合に助言や支援を行うものと考えておまして、こうしたことから、県単独事業について県と市町の役割を踏まえつつ、政策課題に対し集中、重点化を図っていくことが必要となっております。本年度予算における低年齢児保育推進事業に関して少し重点化をさせていただいたところであり、市町に待機児童解消に向けた改善計画というものの提出を求めるといことで、県内の待機児童解消という目的の実効性を高めて事業を実施しているところでございます。待機児童となり、保育を受けることができない児童が現に存在するということを私どもは重く受けとめまして、その解消へ向けて事業の重点化を図ったものでございます。

また、国では、平成27年度に本格施行されることになっております子ども・子育て支援新制度で必要な財源を確保して、保育の量の拡充と職員の配置基準や処遇の改善に充当することとされております。それを受けて市町が質の高い幼児期の学校教育、保育の実現や地域の子育て機能の充実を地域の実情に応じて計画的に取り組むということになっております。

県としては、国に対して、新制度の施行に向けて十分な予算を確保して、保育士の配置や処遇の改善を着実に実施するよう求めてまいります。さらに、新制度のサービスのみならず、特に低年齢児児童については、年度途中の入所希望に対して保育士を柔軟に確保できないということが課題でございますので、国への提言、あるいは全国知事会などを通じて、年度途中で入所に対応するための職員の加配を求めているところでございます。

〔21番 小林正人議員登壇〕

**○21番（小林正人）** この問題に関してですけれども、基本的に私の考えていることと全然違う答弁をいただいたかなと思っています。

まず、局長がおっしゃられたように、この事業、待機児童の観点を入れてお答えをさせていただくということですが、そもそもこの事業は低年齢児、ゼロ・1歳児を対象に手厚い保育を行うために実施された事業であっ

て、待機児童対策とは関係ないということを私は言っているんですよ。

それと、もう一つ、市町の役割と言われましたけれども、保育所の運営に関してはですね。これは全くそう言われると県は関係ないということを行っているようにとれるんですけども、そうではないと思うんですよ。この待機児童、例えば各市町で数え方というのはそれぞれだと思うんですけども、ある例を出しますと、園が定員割れをしておるから待機児童がいないんだと、そういうようなカウントの仕方をしておるところもあって、そういうカウントの仕方ですと、例えば福祉的観点から無理をしても子どもをとってやろうというようなところで、今この補助金をゼロ・1歳に対し当てにして、いただけるから無理をしてもとってやろうというところがあるから逆に待機児童がゼロでいられるという考え方もあると思うんですよ。ですから、そういったことからこの事業はあくまで待機児童とは関係ないというふうに考えるところでありまして、これからもこのゼロ・1歳児に対してはあくまで福祉的観点、待機児童をなくすというふうにおっしゃられましたけれども、そうであれば引き続きこの事業も継続して、あるいは違うメニューでゼロ・1歳児に対して補助をしていただけるような、そういう仕組みというのをつくっていただかなきゃならんというふうに思っております。

そういったことで、局長からの答弁は多分同じような回答が返ってくると思うので、一度知事に御所見をお伺いしたいと思うんですけど、よろしくお願ひします。

○知事（鈴木英敬） 今年度の予算の考え方は、今局長が申し上げたとおり、待機児童の多くが、86%がゼロ・1歳児なので、そこを充実していこうという観点で事業を実施したわけですが、来年度以降につきましては、やはり低年齢児保育全体の実施状況、それから、平成27年度に新制度に移行するわけですけども、その国の検討状況、今国で検討されている骨太の方針などにもいろいろありまして、私も内閣府の委員をやらせていただきましたが、少子化などに対する全体の国の財源確保の状況、そういうのを見て実施主体である市町の意見もよく聞いた上で検討したいと思います。

[21番 小林正人議員登壇]

○21番（小林正人） ありがとうございます。

時間もなくなってきましたので、来年度以降検討していただけるというようなことなので、知事を心から信用させていただいて、この質問は終わらせていただきたいと思います。

最後に、介護福祉士等修学資金貸付事業についてであります。

さきの質問でも高齢化の進展について触れさせていただきましたが、昨今の国民の介護ニーズは増大する一方であり、現状、質の高い福祉、介護人材の安定的な供給、確保は全国的に喫緊の課題となっております。

このような状況のもと、国では、平成20年度補正予算において介護福祉士修学資金貸付制度の拡充がなされ、全額国庫補助により47都道府県において介護福祉士等修学資金貸付事業が実施をされました。内容は時間がありませんので割愛させていただきますが、2年間で最大160万円借りることができるという事業ですけれども、これが平成25年度からは国の財政状況から4分の3を国が、そして、4分の1を県が持っていなければこの事業を継続するということを言っていたいておったんですけれども、三重県においては、この4分の1を負担することがなかなか困難であるというようなことから、実質上打ち切りになったというふうに聞いております。

本来であれば、この4分の1、何としても県に負担をしていただいてこの事業を継続していただきたいというふうに最初は聞くつもりでございましたけれども、大先輩の奥野議員が県にそんな負担をさせるのでなく、10分の10で国がやってきたこと、特にこの介護については国が主体となってこれまでやってきたことなので、10分の10、もう一回国が持つように県のほうから国のほうに意見とか、話を持ちかけると、そういった行動をしておるのかどうか聞いてみよということを言われましたので、急遽質問を転換させていただきました、そういう行動をしておるのかどうか、確認をさせていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

[北岡寛之健康福祉部長登壇]

○健康福祉部長（北岡寛之） 介護福祉士等の修学資金の貸付事業でございますが、議員御紹介のように、これは平成20年度の国の緊急経済対策として実施されたもので、これまでに210人に対して貸し付けを行ってきております。

その後、毎年、介護福祉士の数が1300人ずつ増加してきておりますことや、あるいはこの介護福祉士が特別養護老人ホーム等の介護事業所における必置の職とはなっていない、こういうことも考えまして平成25年度は新規貸し付けに係る予算執行は行わないこととしたものでございます。

平成26年度以降につきましては、この登録者数や国の動向を踏まえて対応していきたいと考えておりまして、今後その辺の情報も踏まえまして、国への対応を行っていききたいと、このように考えております。

〔21番 小林正人議員登壇〕

○21番（小林正人） ありがとうございます。ぜひ今後国のほうにきつく要望をしていただきたいと思います。

ちなみに、この事業なんですけれども、静岡を含めた東海4県の中で今とまってしまったのが三重県だけというふう聞いております。そういったことから、本来は県のほうで何とか負担をしてということも言いたいんですけれども、財政状況も大変厳しいですし、奥野議員が主張されておりました介護はやはり国だということから、ぜひ国のほうに要望していただくことを強くお願いいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

休

憩

○議長（山本 勝） 暫時休憩いたします。

午後0時3分休憩

---

午後1時1分開議

## 開 議

○副議長（前田剛志） 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 質 問

○副議長（前田剛志） 県政に対する質問を継続いたします。15番 森野真治議員。

〔15番 森野真治議員登壇・拍手〕

○15番（森野真治） 皆さん、こんにちは。

新政みえ、伊賀市選出の森野真治でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして順次質問をさせていただきたいと存じます。食事の後、午後の一番とということで、何とぞよろしくお願いを申し上げたいと存じます。

まず、第1番目として、観光振興についてお伺いをさせていただきたいと思えます。

今年の4月から3年間ということで、「三重県観光キャンペーン～実はそれ、ぜんぶ三重なんです！～」ということで始めていただきました。知事はじめ執行部の皆様方にも、皆さんバッジを、白バッジをつけていただいて全庁を挙げてキャンペーンをいただいているということで、本気度というのを確認させていただいておるわけなんですけれども、この取組の一つとして、今回この（現物を示す）みえ旅パスポートというものが発給をされています。

ほかの地域のいろいろな観光キャンペーンでもやられているということで、それを勉強した上で取り組んでいращやることというふうに思いますけれども、バッジは皆さんされていますが、このパスポートは皆さんお持ちですかね。執行部の皆さんでお持ちの方はお手を挙げていただけますか。

（挙手）ありがとうございます。かなりの方がお持ちいただいているということで、実は私、これを今回ちょっととるのに苦勞をしまして、あれれと思いましたがもので質問をさせていただくことにしたのでございますけれども、先日うちの会派の者がアメリカに視察へ行ったときに、向こうでお世話にな

った方が日本にみえまして、伊勢に行った後、伊賀も観光されるということでしたので、私も案内に一緒に行かせていただきました。

伊勢から入ってこられたので、モクモク手づくりファームに行って、その後、忍者屋敷に行って、上野城へ行ってだんじり会館という、よくあるオーソドックスなコースを回らせていただいたんですけども、このみえ旅パスポートは、知事も提案説明の中で、今70カ所で配付をしていますと、観光案内所や道の駅など、旅の始まりにぜひとっていただきたいということでキャンペーンをしているということなんですけれども、今回私が行った案内、道の順だと、これをいただいたのは一番最後、旅の終わりだったのでございます。

それで、途中ずっと寄っているところにはこのパスポートが使えるおもてなし施設というシールはずっと貼り続けてありまして、そのたびにパスポートをもらえませんかと言ったら、ここにはありません、ここにはありませんと、こういうことだったわけですし、伊賀地域では6カ所ということになっているんですけども、伊賀地域のみならず、お話にもあるとおり、観光案内所とか道の駅中心で置いていただいている関係で、どうしてもたくさんの集客力のある施設に必ずしも置いているわけじゃないという部分でございます。

そこでなんですけれども、このパスポート、やはり使っていただいて何ほということもありますので、やっぱりもっと手軽に取得ができないと意味がないんじゃないかと、せっかくやっているのにというふうに感じました。

このパスポートをもらうときにアンケートを求められまして、いろんなことをアンケートしていただいて、それからいただくわけですね。それで、その印鑑を押してもらうという形になるんですけども、パスポートのアンケートをとるといった事務的なことがお願いできるところじゃないといけないのか、そんなこともしかしたらあるのかなとも考えたんですけども、実際問題として、パスポートを発給するときにアンケートをとるのももちろん悪いことじゃないんですけども、たくさん発給して、パスポートの中身

をクリアした人が送ってきてくれるときにそのアンケートの中身をちゃんと回収できれば、どこに書くかは別にして、知りたい内容が十分統計的にとれるし、浅く広くとるよりも、そうやってこれを送ってきてくれた本当のコアの方々の声が集中的に集められるという意味でも、そっちのほうがいいのかとも思いました。

そこで、お伺いするんですけれども、今後このパスポートの発給について、今申し上げたような取組をしていただくことができるかどうかお答えをいただきたいと思います。

[加藤敦央雇用経済部観光・国際局長登壇]

**○雇用経済部観光・国際局長（加藤敦央）** みえ旅パスポートの関係で、民間の集客力のある施設も活用するという一方で、一定の拡大ということで御所見がございました。

パスポートにつきまして、ちょっと議員の御所見とダブるところがあるかもしれませんが、本年4月から実施している三重県観光キャンペーンにおきまして、県内各地にみえ旅案内所を設置し、みえ旅パスポートの発給、スタンプ押印や地域の旬の情報を提供することにより、案内機能の充実や観光客と案内人のふれあいの場の創出によるおもてなしの向上を図っております。

ちなみに、みえ旅パスポートの発給数ですが、6月9日現在、キャンペーンが始まって10週間ですけれども、1万4321件となっております。みえ旅案内所は、本キャンペーンのスタート時には、地域部会の構成メンバーである市町観光協会等の推薦によりまして、市町観光案内所や道の駅などに御協力をいただきまして県内68施設に委嘱をしたところです。現在は、先ほど御所見がございましたが、4月に伊勢市の宇治浦田観光案内所、6月には斎宮歴史博物館が新たにみえ旅案内所に加わり、70施設となっております。

みえ旅案内所では、先ほど御所見がありました、アンケートといいますか、一定の属性をそこで書いていただいているような手続もしておりますが、議員から御提案があったような柔軟な方法というのも今後検討したいと思っておりますけれども、特に拡大することにつきましては、今現在もこういった

発給所が増えるということは、おもてなしの向上につながるということから、三重県観光連盟加盟の施設等に働きかけを継続的に行っているところですが、議員御提案の、特に集客力のある民間施設の活用の観点からも、引き続きそういう働きかけを、御協力いただけるように行っていきたいというふうに思っております。

なお、みえ旅パスポートにつきましては、本県への集客が見込める高速道路のサービスエリア等で臨時発給を行っておりまして、今後も県内外の集客力のある大規模イベント等での臨時発給も行っていきたいと思っております。

以上でございます。

〔15番 森野真治議員登壇〕

○15番（森野真治） これから広げていっていただけるということでございまして、ぜひそのようにしていただきたいというふうに思います。

今サービスエリア等のこともありましたけれども、私がちょっと回らせてもらっての少ない知識の限りですと、やっぱり観光協会関係を中心におもてなし施設があって、例えば観光地から観光地間のジョイントの幹線道路網沿いのお店とかもこのおもてなし施設になれば集客できるチャンスがあると思うんですね。そういうところへもぜひもっと積極的に広げていったほうがいいということと、今ここへ載っています観光施設、案内所（現物を示す）営業時間といいますか、窓口の時間も余り長くないと。

今日、朝、実は上野のハイトピア伊賀でみえ県展の伊賀移動展、伊賀へ来ていただいて5日間だけ移動展示していただけるオープニングの日ということで朝のぞきに行ったんですが、下に観光案内所がありますのでおいて、二つ目の印鑑をもらおうかなと思ったら、9時からしかやっていないと言われてまして、9時まで待っていると議会で遅れますので、ちょっともらってこれなかったんですが、早い時間に旅に出られる方もいらっしゃると思うので、やっぱり宿泊ホテルとか、旅館とか、そういうところにも、ゆっくり窓口で時間をとることもできますし、ぜひ広げていただけたらなというふうに感じましたので、よろしく願い申し上げます。

それでは、次に2番目の案内表示の多言語化ということで御質問をさせていただきます。

案内表示の多言語化ということで、いろいろな看板とか標識等がたくさんございまして、観光に来られた方とか、三重県にいる外国人の方々に安心して旅をしていただいたり住んでいただくために、日本語とか、英語とか、いろんな多言語で表示をしていただいております、看板等については相当数進んできているなというふうに感じております。

それで、今回取り上げさせていただきたいのは、いわゆる電光掲示板と言われるものなんですけれども、もともとそうやって取り組んでいただいているにもかかわらず、まだまだ日本を訪れるかなりの観光客の方は日本の看板、案内表示について御不満を持っていらっしゃいます。

一つちょっとフリップを用意させていただきましたので見ていただきたいんですけれども、（パネルを示す）これは日本政府観光局が平成21年10月に公表いたしました訪日外国人、個人旅行者が日本旅行中に感じた不便・不満調査報告書というものから抜粋させていただきました、1位が標識等（案内板、道路標識、地図を含む）37.3%ということでございます。2位は観光案内所28.9%、3位言葉20%、4位クレジットカード17.8%、5位交通15.4%ということで続くわけでございますけれども、この標識が相変わらず高いところにあるということでございます。

それで、今回取り上げさせてもらう標識等というのは、もう一つのフリップを見ていただきたいんですけれども、（パネルを示す）道路等に設置されております電光掲示板でございますね。これについて今回ちょっと焦点を当てて質問させていただきたいと思うんですけれども、高速道路とか幹線道路、県管理道路とか、いろいろなところに災害情報とか通行の渋滞情報とか、いろんなものが出ておりますけれども、これらについて、多言語化が全くされていないということなのでございます。

今年の2月に会派の県外調査で沖縄県のほうを訪問させていただいたんですけれども、そのときに沖縄自動車道を走っていましたら、電光掲示板の表

示が日本語と英語と切りかえ表示で出ておりました。アメリカ軍の基地もあるということで、当然そういう意識もあるんだろうと思うんですけども、三重県もこうやって観光キャンペーンでたくさんの外国人の方に来ていただきたいというふうにキャンペーンしていますし、そもそも三重県自身が日本の中でも外国人の方がたくさんいらっしゃるトップの一つでもございます。そういう中で、例えば英語とかポルトガル語で自動車の運転免許の試験とかもしていただいておりますし、やはり日本語ができない方というのはある程度前提にしないといけないと思うところでもございます。

ただ、これを走行中に見るという関係で、看板みたいに何か国語も同時に表示するという事は、場所の関係とか、いろいろ時間的なことで無理だと思いますので、今回は日本語と英語と2カ国語ぐらいの切りかえが現実的なのかなというふうに考えるわけなんですけれども、もう一つ、この間の日台の観光サミットに行かせていただいたときも、ちょっと観光関係の方がいらしたかったので、このことを率直に聞いてみました。そうしたら、台湾人とか中国人は漢字が読めるので、今の表示でもそんなに不便はないと。なので、二つというんだったら英語がいいんじゃないですかというふうにも言っていただきましたので、ぜひ英語と日本語でということを取り組んでみたらどうかということをご提案させていただきたいと思っております。

事故とか工事とか自然渋滞、いろんな情報が要るわけですけども、観光の方が渋滞に巻き込まれずに、せっかく来た時間を有効に活用して、スムーズに県内の各地を観光していただくということはもちろんのことですけども、やはり災害が発生しているとか、この先通行どめになっているとか、大きな命の危険も含めて大変重要な情報が出るわけですので、やはりこれは多言語化、むしろ優先してしなければならないものだというふうに思います。

知事は、バリアフリー観光県日本一宣言をされるというふうに言われていますけれども、バリアというのは段差だけではないというふうに思いますので、ぜひこの機会に取り組んでいただけるかどうかお聞きしたいと思います。

〔土井英尚県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（土井英尚）** 道路標識板の英語表示について御答弁させていただきます。

電光式道路情報板につきましては、道路利用者に規制情報等を速やかに提供することによって、安全かつ円滑な道路交通を確保することを目的として設置しておりまして、現在道路管理者である県が管理しているものは101基ございます。

道路情報の表示につきましては、議員も御指摘のように、走行中の道路利用者が瞬時に的確に情報を理解できるよう、内容の判別に要する距離、表示板の文字数、文字の大きさ、走行速度を考慮する必要があります。一般的に、地方公共団体が設置する道路情報板は文字が小さくならないように、一度に表示する情報量を日本語14文字以下の文字数とするなど、簡潔明瞭で目視により確認しやすい表示としているところでございます。

なお、目的地やそこまでの距離などを表示する道路の案内標識につきましては、我が国の国際化に対応するために、標識令、これは道路標識とか区画線、道路表示に関する基準ですが、これが昭和61年に改正されたことから、表示する地名の下にローマ字を併記して表示しておりますが、電光式道路情報板に英語表示を追加、もしくは交互に表示するという点につきましては、表示できる文字数がまず減少するという点と、相互表示ですと表示できる時間、日本語の表示できる時間が短くなるというようなこともありまして、十分な情報が伝わりにくくなるおそれがあることが一つと、全国的に事例がほとんど見られないというようなことなどから、国や他県等の今後の動向を注視しつつ研究してまいりたいと考えております。

〔15番 森野真治議員登壇〕

○**15番（森野真治）** 余り前向きじゃない答弁だったのかなと率直に感じました。何をやってもリスクもありますし、現状に合わないこともありますけれども、努力することも大事なのかなと。実際沖縄でやっていることですし、日本一ということ言うんでしたら当然そういうことは考えるべきなんじゃないかというふうに思うところでございます。

3年間の観光キャンペーンと、期間もありますので、この3年間をテスト期間としてやってみて、余り批判が多いとかいうことであればやめるとか、理由が見つくようなテストの仕方もあると思いますので、三重県はこれだけ本気なんだよということをお知らせの一つにもなると思いますので、ぜひ御検討いただきたいというふうに重ねてお願いをさせていただきます。

それでは、次に防災対策について御質問いたします。

一つ目に、食料の備蓄についてお伺いをさせていただきます。

中央防災会議の作業部会が、5月28日に駿河湾から九州沖の深さ4000メートルの溝、いわゆる南海トラフを震源域とする巨大地震への対策をまとめ、その中で最悪の場合に死者32万人、経済被害220兆円と推計される被害をできる限り減らすため、官民が広域で対策をとるための法整備が必要、3日間を目安としていた家庭の備蓄については1週間分以上の水や食料の備蓄が必要という報道がございました。

これまでも食料の備蓄については何度も応対をいただいていますけれども、一つここで質問させてください。先ほどと同じなんです、執行部の方々の中で既に3日間分の水と食料を家庭に備蓄されている方、お手をお挙げいただけますか。（挙手）ありがとうございます。そんな程度ですよ。実際3日ですらこれだと思っんです。

災害というのはいつ起こるか分からない。こうやって仕事へ来ている方々の場合、1日の半分以上は外にいて、被災地が自宅になる可能性は2分の1を割っているということも備蓄できない大きな原因だと思います。

3日分備蓄されている方だったらよく御存じだと思っんですけれども、全家族分3日分を備蓄しようとするとうる相当な量です。これが1週間となったらもう物置か倉庫が要ります、本当に。それを全ての自宅で、185万人の全ての自宅で物置を置いてやれということは誰が考えても無理な話ですし、非現実的だというふうに思っんです。

知事は、千年万年のことを前提にして進めるというのは少し戸惑うということも朝言われていましたが、県ですら戸惑うようなことを市町や一般住民

の人がやるわけがないというふう思うところでございまして、今回申し上げたいのは、延びている4日分というのは必要は必要なわけですよ、これを市町と、市町は既に災害想定をして、その3日分というのは個人とは別に備蓄をしているわけですよ、延びた4日分は県がやったらどうですかというのを率直に申し上げたいんです。

もともと3日分であっても、市町自身が備蓄しているものが全部想定どおり行くかわからないし、広域的にいろんな濃淡があって、震源地が変わった場合にはここは想定以上に悪かった、ここはましだったとか、いろんなことがある中で、県がもうちょっと広域調整の機能を果たすためにも、市町が備蓄する一定割合を県も備蓄するべきだというふうに1年前に質問させていただいて、ゼロ回答だったと思います。民間とか、いろんなところから集められるから何とかありますと。

ただ、今回の国の最終報告では、国も含めて3日分すら保証できないので、1週間分備蓄してほしいとさらにハードルを上げてきているということで、あの答弁は申しわけないですけども、言っておられたことは現実的には守られないというか、期待できないんだろうというふうに考えます。改めて県の食料の備蓄についてお考えをお伺いします。

〔稲垣 司防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（稲垣 司） 食料備蓄について御答弁させていただきます。

困難という話も議員からございましたけれども、県としましては、まず何よりやはりいわゆる自助の取組として、家庭の備蓄、個人備蓄が重要であると考えております。確かに今回の国の最終報告でも、議員が困難であると言われましたけれども、自助の一層の重要性という観点から、3日ではなくて1週間以上という報告がなされておるわけです。

それについて、昨今は、家庭におきましては、食料備蓄の方法で日常的に非常食なり保存食をふだんから食べていって、多目に購入して、それを食べたなら補充、食べたなら補充という形を繰り返していくというローリングストックという方法も結構とられております。こうしたことなんかはまさに自助な

らではの取組でありまして、家庭備蓄に有効な方法の一つであると言えると思います。

しかし、現実三重県における防災に関する意識調査をやりますと、平成24年度に起きました、先ほどちょっと手を挙げろという話がありましたけれども、3日分以上の飲料水に関するアンケートでは、備蓄していると回答した人が32.2%、3日分以上の食料を常に確保しているという人が25.5%でございました。そうしたことから、県では白い小箱運動と盛んに申し上げたことがあると思いますけれども、それを通じてより一層の個人備蓄の推進を図っていく必要があると考えております。

一方、議員も言われました南海トラフ巨大地震への備えということから考えると、確かに各家庭での備蓄だけでは十分ではないというのはもちろんであるとと考えております。ですから、今後は避難場所や避難所における水や食料の備蓄についても検討していかなければならないと考えております。例えば、現在南伊勢町などでは、大規模災害時の孤立に備えまして、住民の方々がのおの持っている備蓄品を避難場所の倉庫におさめておくといったような手法の取組も進められております。

こうした市町の現実の取組実態も踏まえながら、私どもは県と市町における災害時広域支援体制構築連携会議という、長い名前ですけれども、そういう会議を昨年度立ち上げて、昨年度は人的派遣とか、災害時の広域支援の話を議論して一定の成果を出したんですけれども、今年度は物的支援等々、これを幅広く考えまして、こうした備蓄についても議論していきたいと考えております。その中で、現在県で調査を進めております被害想定の結果も踏まえた上で、公的備蓄のまず必要数量をはかるとともに、個人備蓄と公的備蓄の分担割合とか、いざ災害発生時にはどのようにして円滑な供給方法をとるのかということについての検討を進めていきたいと考えておるところでございます。

これまででも、先ほどもお話がございましたけれども、民間事業者等の協力を得ながら、県においては災害時応援協定に基づいて流通備蓄は進めてまい

りました。今回の最終報告におきましても、地方公共団体の重要な役割として、それは位置づけられておりますので、これはこれで引き続き取組を進めていきながら、今のような公的備蓄をして、個人備蓄の関係の議論については進めてまいりたいと思っております。

以上です。

〔15番 森野真治議員登壇〕

○15番（森野真治） 少し前向きに検討いただけるのかなというふうにも考えました。地域に戻って災害の備蓄の話、この間、伊賀の広域防災拠点のオープンもありまして、いろんな人からも話を聞いて、ここに何を置くんだという話もあったんですけども、そういうときに県が県の職員の分しか今のところ備蓄がないんですと言うと、本当に信じられないという思いでいらっしゃる県民の方が多いというか、ほとんどですね。何で県がやらへんのやという考え方の人がやっぱり多いと思います。私はそんなにおかしなことを言っているとは思っていないので、よろしくをお願いします。

次に、消防団員の報酬についてお伺いをさせていただきます。

先ほどの話にもありますそういう広域の大災害が発生したときには、県内で同時多発的に災害が発生いたしまして、外部からの十分な支援が受けられないということが想定される中で、県内の消防団員に期待される役割は大変大きいというふうに思います。

そこで、また御質問ですが、執行部の方々の中で消防団員の団員経験のある方ってどれぐらいいらっしゃいますか。（挙手）お一人。ありがとうございます。団員になったことがない方を前提にお話させていただかないといけないというのはちょっと厳しい部分もあるんですが、消防団員というのは市町が設置しているもので、身分としては特別職の非常勤の公務員ということで、私たち県議会議員と同じ身分であります。

そういう中で、仕事を持ちながら、災害が発生したときには出動命令が消防署を通じてそれぞれ独自のラインで来て、仕事を抜け出してでも地域の安全・安心のために働いていただくと、あるいは、そうやって出動命令が出て

いる間は会社も行かずに休んでいただくとか、そういう仕事をしていただいている方々でございまして、若い方が中心でやっていたいでいるんですけども、サラリーマン団員が増えてきているということで、新しい団員が確保できないという中で高齢化してきているとか、あるいは定数が確保できないとか、いろんな問題が発生してきております。

県でこういう消防防災年報というのを毎年まとめていただいておりますけれども、（現物を示す）この中にも消防団員のことを取りまとめて載せていただいております。

今日は消防団員の報酬ということで御質問をさせていただくんですが、フリップを用意しましたので、ごらんください。（パネルを示す）この防災年報の中から消防団員の報酬と出動手当という部分を抜き出させていただきました。左から市町の名前があつて団員報酬、これは一般団員ですね。団の中にはいろんな階級が、団長からいろいろ分団長とか、いろんな階級があつてそれぞれ報酬も違うんですが、一番下の一般団員の報酬を上げさせていただきます。

それから、その次が出動手当ということで、火事とか、風水害とか、いろんなときに1回当たり、報酬は年額です、出動手当は1回当たり幾ら出るかという手当でございまして。出動手当は火事とか、風水害とか、訓練とか、いろいろそれぞれで違う市町もございましたが、今回広域的な震災を捉えて質問していますので、風水害等というものから引っ張らせていただいております。

平成24年4月1日現在でございましてけれども、議事録の関係もあるので、上から読ませていただきますが、団員報酬は津市が2万8000円、四日市市2万8500円、伊勢市3万8000円、松阪市3万円、桑名市3万3000円、鈴鹿市3万6500円、名張市2万3000円、尾鷲市1万2000円、亀山市3万6500円、鳥羽市2万2500円、熊野市2万円、いなべ市4万円、志摩市3万1000円、伊賀市1万5000円、木曾岬町2万5000円、東員町4万円、菰野町7万円、朝日町4万5000円、川越町4万5000円、多気町1万8000円、明和町1万6000円、大台

町1万5000円、玉城町3万1000円、南伊勢町2万7000円、度会町2万円、大紀町2万円、御浜町2万円、紀北町1万1000円、紀宝町2万円ということになっております。ちなみに、国が地方交付税算入している額は、団員報酬は3万6500円でございます。

それから、出動手当については、津市が3600円、四日市市5000円、伊勢市6000円、松阪市4000円、桑名市4000円、鈴鹿市5100円、名張市3300円、尾鷲市4600円、亀山市4100円、鳥羽市3000円、熊野市4500円、いなべ市5000円、志摩市3000円、伊賀市2700円、木曾岬町4000円、東員町2500円、菰野町2500円、朝日町2500円、川越町2500円、多気町2000円、明和町2000円、大台町3000円、玉城町5000円、南伊勢町4000円、度会町3000円、大紀町5000円、紀北町4600円、御浜町5000円、紀宝町5000円ということで、これは国から地方交付税算入されている金額は1回当たり7000円ということでございます。

でこぼこあるんですけれども、多くの市町において交付税の算入額よりも割り込んでいるところが多いなというふうな感想を持たせていただいているところでございます。まず、こういう現状について、広域調整機能ということが県のほうにはあるわけでございますけれども、県として、毎年この防災年報をまとめていただいている中で、どういうふうな感想を持っていたいて、どんな取組をいただいているのかお伺いをさせていただきたいと思っております。

〔稲垣 司防災対策部長登壇〕

○**防災対策部長（稲垣 司）** 消防団員の報酬に関する御質問でございます。消防団は御案内のとおり市町村の非常備の消防機関でありまして、地域に密着しておりますので、地域の実情にも精通しており、動員力とか、素早い対応力といった観点から大変すぐれた組織であるということをご認識しております。したがって、県としましても、消防団員の入団促進キャンペーン等に取り組みながら、消防団の充実強化を図っているところでございます。

また、消防団の充実強化のためには、消防団員の処遇改善も大変重要な要素であるというふうに考えておりまして、国の消防庁とともに、市町に対し

ては報酬等の処遇改善についてもお願いしてきているところでございます。

しかしながら、消防組織法の第36条には、市町村の消防は都道府県知事の運営管理、または行政管理に服することはないと明記されておりまして、消防団員の報酬等の支給額につきましても、消防組織法第23条の規定に基づき、市町村が条例で定めることになっております。

県内の消防団員の報酬等は、先ほど議員からフリップでお示しがあつたとおり、現在必ずしも同一単価にはなっておりませんが、これは地域地域の事情とか、地域の財政事情等も勘案した上でそれぞれの市町が判断されたものであつて、各市町間でばらつきがあるのもこれはやむを得ないというふうに考えております。その点については何とぞ御理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

〔15番 森野真治議員登壇〕

○15番（森野真治） もちろんわかった上で質問をさせていただいていますが、最初にも言いましたが、広域の災害が発生したときは市町をまたいでやっていただかなければならないようなケースも出てくるわけですし、県としても三重県消防協会の事務局ということで、消防団のほうにも全くノータッチというわけでもなくさわっていたいただいているところもでございます。

やはり災害が起こったときに消防団員の方々によるところは本当に大きいという意味で、これからも定員確保と団員の活性化のために、さっき処遇改善ともおっしゃってくれましたが、県としてもできることをぜひ探していただいて、やっていただきたいなというふうにお願ひさせていただきたいと思ひます。

次に、3番目、医療費助成の現物給付化の実施についてお伺いをいたします。

言うまでもなく、少子化対策は日本の最重要課題の一つでもございます。しかも、少子化対策の一つとして、今回申し上げます子どもの医療費助成の現物給付化というのは、県民の皆様方から求められているところでもございます。

民主党政権の子ども手当など、少子化対策についてはいろんな批判もございましたけれども、平成24年の合計特殊出生率は1.41ということで、16年ぶりに1.4%を回復しております、いろんな方々のいろんなお声があっても、やはり少子化対策というのをしっかりと行政は自信を持って進めていかなければならないというふうに考えるところでございます。

今年の4月9日に、三重県知事を含みます10県の知事によりまして子育て同盟が結成をされたというふうにお聞かせいただきました。その中で、知事も子育て同盟宣言ということでおっしゃっていただいておりますけれども、知事、その子育て同盟宣言というのは、今日はお手持ちではないですね。ないですね。お持ちだったら言うていただこうかと思いましたが、その中に少子化に対する危機感が足りないのではないかと、あきらめていないかと、真の子育て支援策を模索し、実践し、頑張っていくということが力強く書かれているわけでございますけれども、じゃ、実態はどうかということで、一つフリップを用意させていただきました。

(パネルを示す) 子育て同盟に入っていただきました10県の子ども医療費助成の現物給付の実施状況ということでございます。宮城県は実施中、長野県はしていない、三重県、していない、鳥取県、実施、岡山県、実施、広島県、実施、福島県は3歳未満のみ実施、高知県、実施、佐賀県、実施、宮崎県、実施ということで、子育て同盟の10県中8県が既に現物給付の導入をしていただいているということでございます。

同盟に入るということは、低いラインを合わせて、その上で、みんなで新しい先進的なほかの県もリードしていくようなことをしていこうというのが筋なのかなというふうにも思いますが、これまで何度か福祉医療費の現物給付のお願いさせていただきましたが、いずれもいい回答をいただいたことはございません。今回の加盟を機に、これについてぜひお考えいただけたらと思いますが、どのようにお考えか伺いをしたいと思います。

〔細野 浩健康福祉部医療対策局長登壇〕

○健康福祉部医療対策局長（細野 浩） 福祉医療費助成の現物給付の実施に

関して御答弁申し上げます。

議員からお示いただきましたとおり、子育て同盟に加盟している10県のうち、子どもの医療費助成につきまして現物給付、窓口の無料化ということを導入していないのは本県を含めて2県ということであります。

一方で、本県では昨年の9月に安心して子育てできる環境を整備するため、市町が行っている医療費助成に対する補助の対象を小学校6年生の入通院まで拡大したところでございます。そして、現時点において、本県と同様、あるいはそれを超えて医療費助成を行っている県は、10県の中でも本県以外には2県しかないというところでございます。したがって、本県は10県の中でも広い範囲で医療費助成を行っている県であるというふうに考えております。

現物給付には、受給者が医療機関の窓口において自己負担することなく受診できるというメリットがございます。しかしながら、他方でその導入に伴いまして、国民健康保険の国庫負担金の減額措置によって市町の負担が増加し、また、受診件数の増加によって福祉医療費助成額が増加するとともに、国民健康保険や被用者保険等の医療保険制度への負担が大きくなるといったような課題がございます。

このように現物給付には財源の確保等を含めまして解決すべき課題があることから、その導入については、制度の持続性を考慮しつつ、事業の実施主体であります市町とともに引き続き慎重に検討することが必要であるというふうに考えております。

〔15番 森野真治議員登壇〕

○15番（森野真治） 相変わらずの御回答を繰り返していただいているというふうな感じでございますけれども、当局は今までの流れで、それでいいでしょう。知事は4月9日に一步踏み出して子育て同盟というのをされたわけですから、何か少し変化があるのかなというふうに期待するのは当たり前だというふうに思うんですね。

同盟、先ほど一部だけ読みましたが、その中には誰もが安心して子どもを

産み育てられる喜びを実感し、地域と国に希望と活力を取り戻すというふうになっていますが、この現物給付というのは、もちろん対象の話も大事ですけども、より厳しい人たちにとって厳しい政策なんです。一旦窓口で幾らか保険の窓口分を立てかえないといけない。たくさん子どもさんがいる家庭に限って一遍に風邪がうつったりして一遍にたくさんのお金が要るので、もうそれだったら行かへんわということで抑制がかかっていると。

今までのいろんな委員会とかでの答弁に対して、現物給付化すると医療費が増大すると、その中には、国からの国保のペナルティーがありますね、あるけれども、それ以上に、行きやすくなったがために医療費が増える分があるということをおっしゃるんですけども、それは私は大変不謹慎な物の言い方だというふうに思っています。

本来重複受診とか、過剰治療とかについては、子どもとか障がい者とかの福祉医療費の助成を受けている方だけの問題じゃなくて、全ての病院にかかる方々の問題でありまして、これについては、保険者がちゃんとレセプトの点検をしたりとか、あるいは連合会とかに委託しているところに点検の事務を委託するとか、いろんな方法を現状もやっつけていらっやいますが、それをさらに進めて全体的にそういう問題を解決していかなければならない。それを置いておいて、これをするとう医療費が増えるというような物の言い方をしながら、ペナルティーはペナルティーでそれはわかりますけれども、踏み出せないというのは、私はちょっとやっぱり後ろ向き過ぎかなというふうに考えております。

ですので、今そうやって回答があったので、今もう一回聞いて変わるとは思いませんが、ぜひ知事の意気込みだけでも聞かせていただけたら。

**○知事（鈴木英敬）** 現在のスタンスは今局長が申し上げたとおりでありますけれども、今後消費税の議論の中で、乳幼児の医療費助成制度とか、福祉医療費助成制度とか、そういうものについて財源の議論がいろいろ行われてくると思います。

今、我々はまずそのペナルティーをなくしてくれという要望を、あらゆる

ところを通じてやっていますので、そういうものを受けて、先ほどの財源の議論とか、ペナルティー措置のあり方とか、国の動向を注視しながら市町の意見をよく聞いて検討したいと思います。

〔15番 森野真治議員登壇〕

○15番（森野真治） 国の状況を聞いて市町の意見を聞くのは、それは当然だと思いますけど、知事としての意気込みということで聞かせていただきましたので、頑張って前へ進めていただきたいというふうに重ねてお願いを申し上げたいと思います。

次に、三重県保健医療計画（第5次改訂）における二次保健医療圏について御質問をさせていただきます。

今年の3月に三重県保健医療計画の第5次改訂というのがなされまして、こんな分厚い資料にまとめていただきました。（現物を示す）この保健医療計画の中に、一次医療圏、二次医療圏、三次医療圏ということで医療圏の問題があります。

これまで私の地元の伊賀地域は特に救急医療のことでたくさん問題がありましたので、これを何とか県として取り組んでいただきたいという話の中で、そのときは4次改訂の現状だったんですが、5次の改訂に向けて今度は必ずサブ医療圏を外して伊賀地域、伊賀市と名張市、伊賀地域を独立した医療圏にしてほしいというふうにお問い合わせをさせていただいてまして、当時の答弁では、5次改訂に向けて検討をしていくと、そういうような御回答だったというふうに思います。

そこで、まずお伺いいたしますが、この第5次改訂の中で、伊賀地域が独立した医療圏ではなくて、サブ医療圏のまま引き続きとどまった理由やいきさつ、議論の中身についてお答えいただきたいと思います。

〔細野 浩健康福祉部医療対策局長登壇〕

○健康福祉部医療対策局長（細野 浩） 保健医療圏の二次医療圏の設定につきまして、経緯等を御説明させていただきます。

二次保健医療圏に関しましては、昨年3月に厚生労働省から人口規模や

患者の医療機関の受診動向に基づいて設定することが示されまして、圏域の人口が20万人未満かつ患者の受診動向が流出型の医療圏はその設定を見直すこととされました。

県ではこうした考え方を踏まえまして、伊賀地域において入院医療が完結しているかなどの観点で、三重県医療審議会等で検討した結果、この地域は独立した二次医療圏としての要件を満たしていないというふうに判断したところでございます。しかしながら、伊賀地域の社会的、歴史的な実情に鑑みまして、引き続きサブ保健医療圏として位置づけたところでございます。

なお、伊賀地域におきましては、人口当たりの医師数が県内で最も少ない地域であるといったことや、救急医療の現状等を踏まえまして、医師確保や医療機関間の連携による救急医療体制の整備などの取組を支援しているところでありまして、今後も地域の実情等を勘案しながら、より一層の信頼と安心を実感できる医療提供体制の整備促進については取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔15番 森野真治議員登壇〕

○15番（森野真治） 結局今までと同じような答弁なんだなというふうにししか聞かせていただけないんですけれども、一つお伺いするんですが、その審議会保健医療圏のことを審議していただいておりますと思うんですけれども、審議会の中に伊賀地域の方というのは入っていたんでしょうか。どれぐらい伊賀地域のことを代弁してそういう発言があったんでしょうか。お伺いしたいと思います。

○健康福祉部医療対策局長（細野 浩） 医療審議会の委員は医療法施行令第5条の17の規定によりまして、医師、歯科医師、薬剤師、医療を受ける立場にある者及び学識経験のある者のうちから知事が任命するというふうになっておりまして、現委員には伊賀地域の方は入っていませんが、委員はそれぞれ県全域をカバーする団体の代表者等で、県内の医療資源等の状況について大局的な視点から御意見をいただいたというところでございます。

〔15番 森野真治議員登壇〕

○15番（森野真治） いろいろ考えて知事が選ぶということでございますけれども、今までサブ医療圏の話は私がここで質問したのを、何度も知事も聞いていると思います。そういう中で、たとえ1人でもやっぱり伊賀地域のことをよくわかっている方をなぜ入れていただけなかったのかなというふうには思いますね。

医療関係と言っても、やっぱりお金もうけと言ったら言い過ぎかもしれませんが、商売ですわね。そういう意味で、そこの地域から出ていなければどうしても、そうじゃない地域の方が自分たちのところへ患者さんが来続けるほうがいいわけですから、そういうふうな力が働いたんじゃないかとか、いろんなことを考えてしまうわけです。もちろんそうじゃないとは思いますが、考えてしまうと思います。

そういう意味でも、しっかりそういう問題のある地域からもきちっと委員というのは選んでいただきたいとも思いますし、今回医療圏が独立できなかったことによって、前の質問でも言いましたけれども、国から見たら中勢伊賀の医療圏というのは医師が充足しているし、医療的には何も問題がない地域だというふうな仕分けになるわけですね。

そういう中で、独立していれば、国から医療過疎とかのいろんな補助、いろんなメニューが受けられるのにできない。その現状について、それも含めて県として面倒を見るぐらいの強い思いがあってサブのまま置いていただけているのか。そういうことが伝わってこないんですけれども、その辺はどうですか。

○健康福祉部医療対策局長（細野 浩） 今回の保健医療計画の策定に当たりましては、この審議会本会だけではなく、5疾病・5事業及び在宅医療ということで、各般の事業実施を審議する各部会と専門部会には伊賀の委員も入ってもらってございまして、30回ほどの議論を積み重ねて構築しております。そういったことも含めて、今後県の中の医療体制整備はいろんな場面で議論しながら進めていきたいというふうに考えております。

[15番 森野真治議員登壇]

○15番（森野真治） ほかの専門部会には入られているんでしょうけれども、この二次医療圏の話をするところには入られていなかったということは変わりはないというふうに思います。

この間知事も来られました伊賀の広域防災拠点のオープニングのときに、伊賀市長が、この施設ができて伊賀地域は三重県の防災の災害復旧の後方支援としてできるようなハード的なものができた、今度は伊賀地域が、災害のときに医療の後方支援をできる地域になりたいというふうな御挨拶をしたのを聞いていただいたと思っています。

そのようになるためには、今、現状で多少の細かいことをしていても仕方がないので、まだそれは伊賀市から何も、どんな話があるわけでももちろんないと思いますけれども、今後この5次改訂の5年間の期間のうちに大きな何らかの話があって伊賀地域に中核病院をつくると。例えば桑名みたいに公立と私立を一つにして500床ぐらいの大きなものをつくるとか、そういう中核病院の話が例えば出たとしたら、そんなときに独立していないがために国からの大きな補助とかメニューとかが使えない。そのときに急に臨時で改訂するというのも多分できないんでしょうから、そういうことを考えると本当に残念なことになったなというふうに思っています。

ですから、県として、そういうことも含めて、国の分まで県としてやる意気込みがあるのかというふうにさっき聞かせていただいたわけなんですね。ですので、私としては本当に残念だということをもう一回申し上げるとともに、第6次には必ず独立させていただきたいというふうに重ねてお願いを申し上げます。

加えて、人口規模と流出の話を少し答弁でいただいていたいました。20万人の人口規模に確かに足りません。18万ですからね。たった2万ですよ、でも。患者の流出割合が大きい。伊賀地域の入院患者のうち半分ぐらいが伊賀で、あと半分ぐらいは外へ出ていっています。確かにそうです。それは、でも中の医療がしっかりしていないから出ていかざるを得んわけですよ。しかも、

中勢伊賀の医療圏という、津へその50%が全部行っているんだったら一体だと言ってもいいですけど、津へ行っているよりも滋賀やら奈良へ行っているほうが多いでしょう。そういう現状も考えて決めていただかないと、言葉づらだけ言うと確かにそうなんですけれども、現実はそのいうふうになっていないということです、もうちょっと柔軟に考えていただきたかったなというふうに申し上げたいと思います。

最後に、川上ダムについてお伺いをさせていただきます。

川上ダムにつきましては、昭和42年に予備調査が始まって昭和57年8月3日に淀川水系水資源開発基本計画に追加をされまして、本当に長い話でございます。

昨今、伊賀市のほうで水道事業者から川上ダムの水利権を放棄するかしないかという議論が出てきておりまして、地元では少し脚光を浴びているわけでございますけれども、今日はその話は別として、川上ダムについて、今までもともと県のほうで計画をしていた水力発電施設、これが中止になったわけなんですけれども、これの再考についてお伺いさせていただきますと思います。

まず、多分伊賀の地形をよく御存じない方が多いので、木津川流域の河川図というのを用意させていただきましたので、ごらんください。

(パネルを示す) これは絵ですので、説明し切れないのですが、ざっと説明させていただきますと、川上ダムは伊賀市の木津川の上流のところでございます。柘植川、服部川、木津川と3本川があるうちの1本をとめる治水のためのダム、そして、もともとは発電とあと水道ということで、利水のダムということで計画をされています。

隣の名張市については、見ていただいたらわかりますが、名張市に流れ込んでいる三つの川全てにダムが設置をされておりまして、伊賀市はそれと比べると大きな川のうちたった1本だけにダムをかけるということで、とてもそれだけでは上野の安全が守れないということで、上野遊水地ということで、遊水地とダムの二段構えで水の浸水を防止しようということでございます。

一番の原因になっているのは、緑で書いております岩倉峡と言われるところが大変狭いわけでございまして、ここを広げれば全て解決するんですが、これを広げますと下流域の奈良とか京都とか大阪に大量の水が流れ落ちて下で大きな氾濫が起こるということで、国として、遊水地とダムで何とかするから協力してほしいと、我慢してくれということで納得して始まっている事業なんですけれども、その肝心なダムがいまだにできない状況が続いているわけでございます。

ちなみに、遊水地の一番右端のところに黒丸があるんですが、ここが私の家のあるところでございます。本当に参考ですので。最大浸水域と言われまして、ダムができて遊水地があっても、ここまでは最大浸水しますよというところでございまして、ゼロになるわけではないということを知っておいていただきたいというふうに思います。

それから、この真ん中ら辺に浄水場というのがございます。これが今伊賀市のほうで話題になっております水利権の話があるところなんですけれども、決して川上ダムからダイレクトに水を引いているわけではなくて、川上ダムから流れ落ちたずっと下流のほうで取水をしていると、そういう状況なわけでございます。

これが川上ダムの状況なんですけれども、これにつきましては、先ほども申し上げたようにもともと県として水力発電事業というのを予定していましたが、県のほうで民間移譲という大きな流れが平成19年に決まってから、このダムについてはもう新規にはつくらないという話になって、そういう流れで、じゃ、川上はこれからだからもうやめておくかという話で、平成23年2月28日に国のほうで計画変更が認可をされました。平成23年2月28日というのは、23年3月11日の東日本大震災の12日前でございまして、これを機に大きくエネルギー事情が一変したわけでございます。

それまでの流れとは今は全くエネルギー事情が違う中で、これが、計画変更が大震災よりももし後になっていたら、もしかしたらどうなっていたんだろうなということも思ったりもするわけなんですけれども、その前に変更認可が

されてしまっておりますので、ここに至ってはもう一度復活をさせるという手続をしていただかなければならないわけでございますが、昨今の自然エネルギーということで、水力発電は純国産の再生可能エネルギーということでございまして、発電単価も非常に安いと言われております。

そういう中で、今、新エネルギー等、いろいろ県でも進めていただいておりますが、ぜひ新たにダムと水力発電をつくれと言っているわけではございませんので、ダムをつくるんですから、そこにもう一度水力発電事業を復活させてはどうかということについて県のお考えをお伺いします。

〔水谷一秀地域連携部長登壇〕

○地域連携部長（水谷一秀） 川上ダムでの水力発電事業につきましては、企業庁が平成11年10月から参画していましたが、その後、ダム事業の増加により発電の経済性が悪化したことや、完成工期の延長により、中部電力への水力発電事業の譲渡時期までに発電所の建設が完了しないこととなったために撤退したところであります。

現在県の水力発電につきましては、既に御案内のとおり、先ほどの地図にもありましたが、青蓮寺発電所、比奈知発電所につきましては本年4月1日に中部電力に譲渡を行ったところであり、残りの発電所につきましても今後2年間かけて行い、全ての水力発電事業の譲渡を終えるので、川上ダムでの水力発電を県として復活することは困難であり、御理解願います。

一方、東日本大震災以降、自然エネルギーの価値が見直されていることから、今後民間の電気事業者から川上ダムにおける水力発電事業への参画希望があれば、事業主体である水資源機構において検討されるものと考えます。

以上でございます。

〔15番 森野真治議員登壇〕

○15番（森野真治） 時間になりましたので、終結させていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（前田剛志） 33番 津田健児議員。

〔33番 津田健児議員登壇・拍手〕

○33番（津田健児） 早速通告に従って質問させていただきたいと思います。

まず、知事の政治活動について質問をいたします。

大変聞きづらい耳ざわりの悪いところもございますけれども、多くの県民の意見であることを理解していただきたいというふうに思っております。

知事も行政のトップとはいえ、政治家ですので、県政報告会などを開いて近況の報告をしたり、あるいはこれからの考え方を、あるいは実績を訴えたり、後援者の方々にそういうことを知っていただくことは大変大切なことだというふうに思います。ですので、どこかの施設を借りて無料で後援者を案内したり、あるいは料理を出したとしても、料理に見合う相応の料金をお願いするのはいいことだというふうに思います。しかし、先般四日市市で行われた知事の県政報告会、政治資金集めの色が濃い内容であったと思います。

私も含め、多くの政治家がパーティーを行っておりますが、執行権限を持つか持たないかは大きな違いであって、知事からパーティー券の購入を依頼された企業、団体から見れば、特に三重県と取引関係のある業者から見れば、かなりのプレッシャーを持って対応することになりました。

知事は、そういう点ではきちんと配慮をされ、直接的には三重県の取引会社にパーティー券が行かないように配慮をされていましたが、結果的には知事が意図するようなパーティー券の配付状況にはなっていませんでした。執行権を持つ知事のパーティー券を、たくさんの三重県との取引会社が購入せざるを得なかったわけでございます。こういう状況を知事はどうお考えか、まずお聞きしたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 先日開催されました県政報告会は、知事就任後これまで御支援いただいた後援会の皆様に対しまして、私が現在取り組んでいることやその思いなどについて、まとまった形で御報告させていただく機会がなかったことから、後援会の皆様も、任期も折り返しを迎えたので、一度そのような場を設けてはどうかと、手法も含めて企画をしていただき、後援会主催で開催されました。

開催に当たっては会費を徴収し、その収入を今回の県政報告会に要する経費及び余剰については後援会の皆様の後援会活動に関する費用に支出することから、政治資金規正法第8条の2に定める政治資金パーティーに該当するため、その旨を明示して開催されています。いずれにしましても、法で認められた手段であり、法、ルールにのっとり適正に対応されていると認識しています。

一般論であります。政治活動に要する経費をどのように集めるか、それはそれぞれの政治家の信条や置かれている状況に鑑み、認められたルールの範囲内でそれぞれが判断すべきものだと考えます。いずれにしましても、県民の皆様の負託を得て知事職をさせていただいておりますので、法やルールにのっとり適正かつ透明な政治活動を行ってまいりますし、今後の県政報告会等の開催手法については後援会等の御意見をよくお伺いし、相談、検討したいと思います。

〔33番 津田健児議員登壇〕

○33番（津田健児） ぜひ相談をして、これからの活動につなげていただきたいと思います。深くは質問をしません。

それでは、退職手当、給与についてもちょっとお伺いしたいと思います。

知事は選挙時の政策集の中で、知事自身の給与も3割カット、さらに退職手当をもらわないことを県民に約束しました。そして、当選後すぐにそれらを実行いたしました。今期の退職手当は県民との約束ですので、受け取らない選択は理解できますが、私は知事の公約には給与カットや退職手当の返還はなじまないと思います。条例を再改正してでももらうべきだと思います。少なくとも、次回があるかどうかわかりませんが、次回はきちっともらうべきものだと思います。

退職手当をもらう、もらわないかということが首長選挙の公約であってはならないと思います。選挙や政治活動にはお金が必要ですが、義理を負うことになる偏った献金集めやパーティー収入よりも自分の資金で行うほうがよりしがらみがないことだと思います。

議長、ちょっとうるさいので、注意してください。

○副議長（前田剛志） 静粛をお願いします。

○33番（津田健児） 知事の退職金は、普通の退職金のような長年勤めた会社からの御褒美や引退後の所得保障みたいな意味とはちょっと違って、執行権を持つ首長が献金やパーティーをせずに済むように、選挙や政治活動のための資金の意味合いも含む微妙に理にかなった制度だと思います。県民にもそれを理解していただけたらと思います。ぜひ、来期があるかどうかわかりませんが、退職手当、給与はしっかりと受け取っていただきたいと思います。これは私の要望からとさせていただきますと思います。

次に、男女共同参画についてお聞きします。

アフリカ大陸にルワンダという国があります。かつて民族対立で内戦を繰り返し、80万人の人々が虐殺された国であります。この国が2010年、ビジネス環境を最も改善させた国として世界銀行が発表いたしました。ルワンダの奇跡とも言われています。その原動力になったのが女性の社会進出でした。

この国は男尊女卑の傾向が大変強く、女性は就職で差別され、教育も男性と同じように受けることはできませんでした。それが今は下院議員に占める割合は56.3%で、スウェーデンを抜き世界1位に上り詰め、女性の議長も誕生させるまでに至りました。発端は、内戦で男性が減った後の新政権が苦肉の策で打ち出した女性活用でありました。

ちなみに、三重県議会は杉本議員、大久保議員、小島議員の3名、割合で言うと6%でございます。三重県の女性国会議員はいまだ存在せず、まだまだ女性の社会進出という観点から見れば発展途上といったところです。三重で国会、県議会の多くの女性議員の活躍により女性の視点という、埋もれた可能性に花開くことを期待いたします。

今月、厚生労働省は、先ほどの質問にありましたように、合計特殊出生率が前年度を0.2ポイント上回る1.41だったと発表しました。少し改善されたとはいえ、このまま少子化が進めば労働力不足が深刻化し、消費も低迷し、経済の成長を阻むこととなります。子どもを産みやすく育てやすい社会に変

えていくためにあらゆる手を打たなければなりません、その中で仕事と家庭を両立しやすくすることは子育て支援の中核の一つであります。

4月、安倍総理は、女性の活躍を経済成長策の大きな柱として打ち立てて、2年間で20万人分の保育サービスを確保するとともに、3年間だっこし放題での職場復帰を掲げました。法定の育児休業は原則1年ですので、企業側に自主的な取組を促すということです。

日本では、第1子出産後6割が退職するので、産んで3年間子どもと一緒にいられるならと退職を思いとどまる女性も出てくると思います。ただ、3年間休むと復帰のハードルも高くなるので、短時間勤務制度の助成や休業中の能力アップ支援など、政府、行政のインセンティブ策が必要です。ただ、今までの子育て支援は女性が結婚をし、子どもを産んでも働き続けられる支援、要するに働くお母さんの支援が中心でありました。例えば保育園を整備したり、延長保育や病児保育の充実、学童保育を助成したりといったふうでございます。

今回私が質問させていただきたいのは、子どもを産み、子どもが小さいうちは自分で育てたいというお母さんの支援、子どもを施設に預けるのではなく、自分の手で育ててみたいと選択をしたお母さんへの支援であります。

知事は、先般、国へ非常に使いにくいハード中心の安心こども基金ではなく、使い勝手のいい子育て基金の創設を要望されました。その基金のイメージを教えていただきたいと思います。

また、子どもが小さいうちは自分の手で育てたいというお母さんへの支援をどう考えているのか、また、県独自の協力企業への支援をどのように考えているのかお聞かせ願いたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 先般提案しました基金のイメージと、それから子育て支援の部分についてであります。まず基金についてでありますけれども、今年3月、内閣府に設置された少子化危機突破タスクフォースに委員として参加し、従来の保育所整備等に加え、仕事と子育ての両立支援の充実、結婚を

望む人が結婚できるような支援策の実施、出産前後からの親子支援、ライフプラン教育、子ども医療費の制度化など、雇用対策から結婚、妊娠、出産、子育てを通じた地方目線のきめ細かな少子化対策を一定期間集中的に展開できるように、新たな基金を創設することを提言したところであります。

また、女性の働き方と子育てに関しては、県民の皆さんの希望がかなえられるようにすることが大事です。そのためには、保育所整備等の保育サービスの充実と育児休業の取得促進等の働き方の見直しを両輪で進める必要があります。育児休業に関しては、安倍政権は子どもが3歳になるまで育児休業を取得できるような環境整備を打ち出しています。

これはそもそも家族、子育ての仕方、子どもの状況はそれぞれに違うので、例えば最初生まれた直後病気がちで、どうしても長く一緒にいたいというお母さんとかもいるでしょうし、そういう子どものケースもあるでしょうから、そういう中で仕事と子育ての両立に関する選択肢を広げるものであり、評価しますが、あわせて、先ほど議員からもありましたとおり、休業後の円滑な職場復帰のための支援や男性の育児休業の取得促進、また、休業時の保障のさらなる充実など、男女ともに育児に参加する視点での施策を講じていくことが重要であると考えております。

一方、子育て支援につきましては、保育所整備等に加えて、家庭の中で子どもを育て、不安や悩みを相談することができずに、1人で子育てを抱え込むことのないよう、親の就労の有無にかかわらず、全ての子育て家庭を支える取組が必要となっています。このため、地域においては、乳児の全戸訪問事業、親子の交流促進や育児相談等を実施する地域子育て支援拠点事業、ファミリーサポートセンターの普及促進、保育所での一時預かり等が実施されており、県としても支援を行ってまいります。

さらに本県では、県内の企業や団体で組織するみえ次世代育成応援ネットワークなどの活動を通じて、子どもの育ちや子育てが家庭を孤立化させることなく地域社会全体で支えていく取組を進めているところであります。今後も私自身が子育ての当事者であることも生かしながら、三重県が日本の中でも

有数の子どもや子育てを応援する県になれるよう、施策の充実や情報発信などに全力で取り組んでまいります。

先ほど議員からあった専業主婦的にずっと子どもと一緒にいながら子育てをする母親をどう支援していくかという部分については、そのタスクフォースの中でも、働くお母さんのことだけに着目するのではなく、専業主婦的に子育てを一生懸命頑張る母親への支援について検討しようという議論がありまして、報告書にも実は少しそういうのを書かせていただいたところであります。

今後、内閣府のほうで具体的な事業を考えていくということで、地域にも手伝ってほしいというようなお話がありましたので、少し国と議論をしながら、国がどういふのをやるかによって、国がやらなくても県でしっかりやるとか、そういう形でよくこれから来年度に向けて議論をしていきたいと思っております。

〔33番 津田健児議員登壇〕

○33番（津田健児） ありがとうございます。ヨーロッパは子どもが生まれても働きやすい環境をいろんな側面から支援していく先進国でありますけれども、ドイツもフランスも3歳までは育児休業できますし、スウェーデンは8歳ぐらいまでの間で何百日育児休業ができるという制度があります。ですので、子どもが生まれたら小さいうちはしっかりと自分の手で育てて、しっかりとやめたときの地位に戻るような制度がありますので、安倍政権がそういう視点で企業に要請をした、企業から見ればちょっとたまったことではないかもしれませんが、ただ、社会で、地域で子どもを宝として育てていくその一翼を担っている企業も、やっぱりそれ相応の負担というのは必要なかなというふうに思っています。

そこで、これは鈴木知事の時代ではなくて前の知事の時代であったんですけども、県のいろんな男女共同参画の表彰の仕方にちょっと変だなということがございました。それは、ある県の職員がそこの企業にやってきて、ぜひとも表彰をしたいと言うんですね。なぜですかと言ったら、あなたのとこ

ろの会社は女性をこれだけ雇用して管理職にこれだけ採用しています、割合がこれだけです、ぜひとも県が表彰したいと言って来られました。

でも、その経営者、社長は、いやいや、うちは女性だから、男性だからという区別をして採用している、あるいは昇進をさせているということではなくて、もう適材適所で人事をしています。優秀だから女性を昇進させましたと。県の職員は、いや、そんなことを言わないでください、表彰させてくださいということでした。

ですので、この表彰制度みたいな中でも、子どもが生まれても働きやすい環境を整える企業も、それはすばらしいことですが、でも、家庭に帰してやるような企業も表彰されるような表彰制度もやっぱり考えていただきたいと思いますし、それから、もう一つ、昨年防災県土整備企業常任委員会に所属をさせていただきましたけれども、入札制度の中にも男女共同参画という項目がありますけれども、その中でも、子どもが生まれて、自分の手で自分の子どもを育てていきたいという女性、お母さんを支援する企業、出入り会社に対しても、何らかのインセンティブを与えていただければいいかなというふうに思いますけれども、それについて、知事かどなたかにちょっと答弁をしていただきたいなと思います。

○雇用経済部長（山川 進） 今の表彰制度の件については私のほうから、三重県では、男女が生き生きと働いている企業については公募をさせていただいておりまして、県の職員が出してくださいというようなことをせずに、きちっとした調査票に基づきまして公募をして認証をしているということですので、その点については他県とは違うと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○県土整備部長（土井英尚） 公共工事の入札に際して、総合評価の中で男女共同参画の表彰を受けている企業を評価させていただいているという一つの尺度として使わせていただいております、総合評価については、社会貢献も含めて評価項目について再度全体の見直しを今年度やっていこうと、そういう中の一つの観点として考えていきたいと思っております。

[33番 津田健児議員登壇]

○33番（津田健児） 山川部長の理解してくださいということでございますけれども、私はそうやって理解をしていたんですけれども、そういう社長の御意見があったということだけ報告をさせていただきたいと思います。

次に、レスパイト、重症心身障がい児（者）短期入所（ショートステイ）について質問をいたします。

このレスパイトとは休息、息抜きを意味しますが、医療、福祉の分野では、障がいを持った方を日常的にケアしている家族などの介助者が、心身を充電し、リフレッシュするためのサービスです。レスパイトの中には、短期入所、ショートステイ、デイサービス、放課後等デイサービスなどがあります。

徐々にレスパイトの重要性が認識され、全国的に広まりつつあります。しかしながら、問題点として、緊急時に即応的に対応できない、スタッフが重症心身障がい児になっていない等、せっかく制度が存在しても、質量ともに十分なものとは言えない状況です。

例えば三重県では、医療行為ができる放課後等のデイサービスはゼロと聞いております。医療行為ができる短期入所、ショートステイは3カ所と聞いております。四日市市、桑名市には一カ所もありませんし、国立鈴鹿病院は常勤の小児科の医師がおらず十分とは言えません。

一方、隣の岐阜県は重症心身障がい児（者）の現状調査や保護者などの聞き取りをはじめ、岐阜県の健康福祉部がイニシアチブをとって医師会、医療機関、介護施設等のネットワークづくりに取り組んでおり、現在は医療行為対応のショートステイは25カ所です。随分と三重県より進んでいるようです。

ある重症心身障がい児の子どもを持つ母親の言葉を紹介したいと思います。生まれたころは家で見るのは無理だと思っていました。子どもが大きくなり、学校の先生とのかかわりを見て、このまま病院でいたら狭い世界で過ごすことになると思った。また、病院からの、大変だけれども、子どもさんの幸せを考えてみませんかという問いかけもあり、一度も家で生活せずに一生を終わらせてしまったら後悔するかもしれないと思ったと書かれています。

重症心身障がい児（者）を在宅で見るということは、一例ですけれども、たんの吸引等の医療行為を30分、1時間の間隔で寝ずに、しかも一生看病していかなければならない覚悟が必要です。そうしてでも病院ではなく何とか家で子どもを見たいというのが母親の当然の心境だと思います。

重症心身障がい者の在宅サービスには、医療制度の中の訪問看護や自立支援法の中のヘルパー制度もありますが、時間が短いことや付き添いが必要なことでゆっくりと心身をリフレッシュすることはできません。重症心身障がい児（者）の人間の尊厳を選択し、歯を食いしばって介護をしているお母さんの気持ちを酌んでいただきながら答弁をしていただきたいと思います。重症心身障がい児の短期入所、ショートステイの設置を人口の多い3市、桑員地域にお願いをいたしたいと思っておりますけれども、県の方針をお聞きしたいと思います。

〔北岡寛之健康福祉部長登壇〕

○健康福祉部長（北岡寛之） 重症心身障がい児への対応でございます。障がい児（者）の短期入所は、障がい者支援施設や児童福祉施設に1週間から2週間入所して、入浴、排せつ及び食事の介護などを受ける障害者総合支援法に基づくサービスでございます。そのうち、吸たんや人工呼吸器の管理など、医療行為のできる短期入所事業所は北勢に2カ所、津に2カ所、松阪、伊賀に各1カ所の計6カ所となっております。

在宅の重症心身障がい児（者）は食事や排せつなどについて常時介護が必要でございまして、その家族の負担の軽減を図るためには、御紹介いただきました日常的なケアからの一時的開放、いわゆるレスパイトケアの確保が大変重要であると考えております。しかし、一方では、短期入所の受け入れ先がない地域があること、児童については受け入れ可能な事業所が県内に少ないこと、また、夏休みなど希望の集中する時期に入所しにくくなることなどの課題があることも認識しております。

このため、短期入所事業の実施主体であります市町においては、最長で24時間のサービスを行う重度訪問介護事業、日中に重度の方を施設で預かる生

活介護事業を実施するとともに、就学前の重症心身障がい児を半日程度預かる児童発達支援事業や、就学している重症心身障がい児を預かる放課後等デイサービスを行っているところです。

このように在宅での生活を支援するための事業は数多く実施されてはおりますが、重症心身障がい児（者）に対応できる小児科医及び小児外科医などの人材や設備が不足していること、給付される介護報酬では受け入れに必要な経費を賄えないことなどから、医療行為ができる短期入所事業所の拡充は大変困難な状況になっております。

県といたしましては、今後重症心身障がい児（者）施設、病院、市町及び地域の関係者等で構成される三重県障害者自立支援協議会におきまして、課題解決のための改善策について協議を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔33番 津田健児議員登壇〕

○33番（津田健児） ありがとうございます。大変困難なことということは聞いておりますけれども、岐阜県でできますので、三重県でできないということはないと思いますので、ぜひ医療関係者、福祉関係者を入れていろいろ検討していただいて、実現に向けて頑張っていただきたいと思っておりますし、昨日ちょっとインターネットで調べておりましたら、平成9年に三重県在宅重症心身障害児者父母の会が県議会に請願を出されて採択されています。その窓口になられたのが西場議員ということで、30分前にお聞かせをいただいたんですけれども、そのときに短期入所専用のベッドを10床、県内九つに整備をするという方針がされております。少し前にそういう話を聞きましたので、調べられなかったわけなんですけれども、もう一回きちっと見ていただいて、整備に向けて頑張っていただきたいというふうに思います。

この話を関係者の方に聞いたときに、実際稼働しているのは3カ所だけけれども、北勢にはないんだと。3カ所なんだけれども、県は多分5カ所だとか6カ所と言うだろうと。なぜその違いがあるのかというと、先ほど部長が言いましたように、小児科の先生が常勤じゃないとか、あるいは受け入れ可

能ですよという看板をかけても開業休業状態で、やっぱり重症心身障がい者とのコミュニケーションがなかなかうまくいかないとか、看護師さんだとかそのスタッフがなれていないとか、受け入れていきますよといいながらもなかなか時間が合わなかったり、だから、本当にお母さん方がつらいときに、本当につらいときに受け入れてくれないというのが実情でございます。

三重県は北勢が人口の一番多いところでございまして、桑名市、四日市市にはないという現状もありますので、ぜひ、この場で整備しろというふうに言って、はい、わかりましたということにならんかもしれませんが、総合医療センターを活用したり、あるいは市民病院をお願いをしたり、今ある医療機関を大いに利用していただいて、ショートステイのベッド確保に向けて頑張っていただきたいというふうに思いますけれども、知事、答弁をちょっとお願いできますか。

○知事（鈴木英敬） 今、議員からありました平成9年のこと、ちょっと私も承知していませんでしたので、調べたいと思いますし、今は北勢、鈴鹿市と菰野町だけなんですけれども、今おっしゃっていただいたこともありますし、また、質問の中で、親御さんの思いということを議員もおっしゃっていただきました。難しいことではありますけれども、課題解決のための改善策はどういうのがあるか、急激な一步を踏み出すというのは難しいかもしれませんが、少しずつでも努力していきたいと思います。

〔33番 津田健児議員登壇〕

○33番（津田健児） ありがとうございます。ぜひよろしく願いいたします。

次に、ひきこもりの就労支援プログラムの就労体験と随時就労体験についてお聞きします。

就労体験とは、ひきこもりの人で働きたい気持ちはあるが、一步踏み出しにくいと思う人が就労の一步前の就労体験を通じて自己肯定感や自己効力感を芽生えさせる事業であります。農業、事務職、介護職、製造業、販売、接客業など、幅広い業種の事業所で協力をいただいております。3人にジョブコーチが1人つき、1日4時間程度の作業を5日間行う事業です。

随時就労体験は、体験先は就労体験と類似していますが、ジョブコーチが毎日つくわけではなく、期間も10日から20日間と長期間であり、ほぼフルタイムに近い時間の作業を行うので、参加者本人も自信をつけることができ、就労に結びついた事例も多いようでございます。

しかしながら、大変好評だったこれらの事業が今年度をもってなくなることに関係者が心配をしております。随時就労体験については今年度既に打ち切ったようでございますが、県の就労体験と随時就労体験のこれからの方向性についての御意見をお聞かせ願いたいと思います。

〔山川 進雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（山川 進） 三重県におけます若年無業者に対する支援につきましては、国からの委託によりまして地域若者サポートステーション、いわゆるサポステが平成18年9月に津市に設置されたことを皮切りに、伊勢市、伊賀市、四日市市にも設置され、平成23年6月からは県内4カ所体制となるなど、その充実が図られてきたところです。

サポステにおきましては、まず若年無業者からの相談に専門家が対応するコンサルティングを行い、次にコミュニケーションやビジネスマナーなどの基礎能力を取得するステップアップ、さらに職場見学や就労体験により自信をつける実践アクションの3段階による若者の就労を支援しております。これに加えて、就労支援の出口に近い職場見学や就労体験については、インターンシップやトライアル雇用奨励金、若者チャレンジ奨励金など、多くの利用可能な事業が充実してきております。

また、国におきましては、平成24年度補正予算におきましてキャリアコンサルから職場体験まで、就労に向けたステップアップができるサポステ相談支援事業、在学中や中退者支援を強化するサポステ学校連携推進事業、職場実習を集中的に実施いたします若年無業者集中訓練プログラム事業など、就労支援が拡充されてきております。

このことから、三重県の平成25年度当初予算では、サポステのコンサルティングや他事業で対応できるセミナーや家族支援、就労体験を内容とする地

地域若者サポートステーションステップアップ事業ほか3事業を廃止、またはリニューアルするとともに、新たに就職活動中の若者に対して、年齢的に身近に働く先輩たちの声などを紹介する三重の就職応援ガイドブック、仮称でございますが、これを作成し、サポステや各学校、就職説明会などの場で周知を図ることにより若者の職業観の拡大を目指してまいりたいと思っております。

それに企業見学会、バスツアー、映像による中小企業の情報発信などを実施しております。今後、教育委員会、各学校、ハローワーク、地域若者サポートステーションの間における連携の仕組みづくりが進むものと考えられ、県としても連携協力に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔33番 津田健児議員登壇〕

○33番（津田健児） ちょっと聞き漏らしたのかわかりませんが、いろいろとやっていたいているというのはよくわかりましたが、就労体験、随時就労体験については今後どのようになっていくのか、どのような方針で考えているのかということをやっと簡潔にわかりやすく、だめならだめ、やるならやる、ちょっと聞き落としたのかもしれないけど、もう一回ちょっと教えていただけますか。

○雇用経済部長（山川 進） 就労体験につきましては、国の補正予算の充実もございますので、そういったものを活用しながら就労体験をしていきたいと考えております。

議員御指摘の地域若者サポートステーションステップアップ事業を廃止した部分につきましては就労体験につきましては、平成24年度は72人分でございますが、平成25年度については緊急雇用を利用いたしまして48人分つけてございます。体験の仕方が、徐々に国の方の制度が充実してまいりまして、重複感のある部分については少なくしながら、効果の高いものにシフトをすると、そういった考え方の中で平成25年度予算を編成させていただきました。

以上でございます。

[33番 津田健児議員登壇]

○33番（津田健児） ちょっと理解力がなくて申しわけないんですけども、平成24年度は就労体験は県単で、随時のほうは緊急雇用でやって、それで今年度は緊急雇用で体験事業をやって、随時はなしになったと。それで、緊急雇用は今年なしになって、来年度はなしになるんですけども、その後は違うメニューで体験事業というのは継続されるという理解でよろしいんですか。

○雇用経済部長（山川 進） 国の地域若者サポートステーション事業というのは毎年単年度事業でございます、これについては今年度、平成24年度補正予算で、新規で今お話ししましたサポステ相談支援事業であるとか、サポステ学校連携推進事業、それから若年無業者集中訓練プログラム事業ということで、具体的に言うと、合宿形式を含む生活面のサポートと職場実習の訓練を集中的に実施ということで、従来の1回行くというよりも、集中的にやるんだというふうに国のほうが予算をつけてまいりましたので、私どもはその実績も見ながら、本年度は今までの就労体験については去年の回数より減らしましたがけれども、やりながら、国の今回の集中の方を見ながら、来年度の予算議論をしていきたいと考えております。

[33番 津田健児議員登壇]

○33番（津田健児） わかりました。先ほども申し述べたように、非常にサポステの職員だとか、あるいは県の職員だとか、あるいはひきこもりの子を持った親だとか、非常にこの体験事業を通じて就労ができたということ喜んでおる人がたくさんみえます。

また、知事が昨年か一昨年かちょっと忘れましたが、すごいやんかトークか何かをされたときに、この話を直接お願いしたそうなんです。それで、知事がその事業をやるかやらないかは別として、これから議論を深めていこうという話をされたそうでございますけれども、この体験事業、非常に効果があることでございますので、就労体験については引き続き継続できるように頑張っていたきたいというふうに思っております。

それから、就労体験とか随時の話をさせていただきましたけれども、ひき

こもりの方が就労体験をちょっとしてみようと思ったときには、半分直っておるのかなと私は思っておるんです。それよりも困っていらっしゃる方というのは、外の太陽の日も浴びることができないだとか、あるいは家の中で親に当たって暴力を振るうだとか、外に全くあられないひきこもりの方が多数いるのも事実でございます。

それで、そのひきこもりの方々が何らかの理由を持って、人それぞれでございますけれども、外に出よう、何かしよう、趣味を始めよう、あるいは就職せなあかんな、何らかの理由で思っただけで行動をとるわけでございますけれども、一番大事なことは、何かトリガーとって鉄砲の引き金と言っているんですけれども、何かのきっかけを絶えず親を通じて与え続ける。例えば机の上にパンフレットをぽつと置いておくだけでもいいんですけれども、そういった引き金を絶えずひきこもりの方々の目の見えるところに置いていく。

外からの通信というのを切らさないためには、やっぱり家族の方々の協力も要りますし、また、行政の方々が家族の方々の心のケアだとか、情報伝達だとか、そういうことも非常に重要だというふうに思っています。だから、就労体験に参加できる子ども、人というのは、半分直っているところでもございますので、本当に苦しんでいる方々の親、お母さんに対して県はどのようなアプローチというか、情報伝達をしているのかということを少しお聞かせ願いたいと思います。

○健康福祉部医療対策局長（細野 浩） ひきこもり対策でございますが、県ではこれまで一般県民対象の講演会、支援者のスキルアップの研修会、それから関係機関の支援内容等の周知広報を行ってまいりました。また、本年4月から、三重県こころの健康センター内に三重県ひきこもり地域支援センターというものを新設しまして窓口の明確化を図ったところでございます。

効果的なひきこもり支援としましては、特に家族を通じたアプローチが重要と考えておりまして、正しい知識や対応方法などを学ぶ場として、家族教室、それから交流会等を開催しております。ひきこもり支援者に対する人材育成研修等も実施しております。

今後もひきこもり地域支援センターを中心に、他県の先進事例等の調査も行いながら、心の医療センターや保健所など、関係機関と連携強化を図りまして、効果的な支援方法について検討していきたいというふうに考えております。

〔33番 津田健児議員登壇〕

○33番（津田健児） 一部のお母さんかもしれませんが、サポステができたとき、サポステは基本的に就労が目的なので、ひきこもりの相談ではないのかもしれませんが、心のセンターというのもできたことではございますので、それは病院へ行ってくださいだとか、そういうことではなくて、そういった窓口をきちっと、県は設置しましたよ、あるんですよという広報のほうもしっかりと行っていただきたいというふうに思っております。

それでは、道路の話をさせていただきたいと思っています。北勢地域の道路整備についてでございます。

三重県の道路整備は遅れており、道路改良率は全国平均よりも低い状況です。特に北勢地域の交通渋滞はひどく、道路整備の遅れを日々実感しています。北勢地域は県の産業の中心であり、中部圏の経済活動の一翼を担っていることから、地域産業の発展や活性化を支え、増加する交通需要に対応するため幹線道路網を早急に強化すべきであると考えます。北勢地域の渋滞解消により、さらなる成長が望め、製造業に強い三重をさらに強化できると考えております。

そのような中で、北勢地域の幹線道路網を構成する南北軸、東西軸について質問させていただきたいと思っております。

まず、北勢地域の南北軸を構成する道路について考えると、国道1号、国道23号は慢性的に渋滞しており、交通渋滞の解消に向けた幹線道路網の整備は急務だと考えています。また、南海トラフ巨大地震発生の際は、津波により国道1号、国道23号の各所で浸水被害を受け、沿岸部における交通機能が寸断されることが予想されていることから、代替機能の確保が必要だと考えています。

北勢バイパスは、国道1号と国道25号並びに内陸部の生活道路を適切に交通分散することによって交通渋滞の緩和を図るとともに、道路交通の安全を確保し、さらに内陸部の地域開発を促進するといった事業効果も期待され、地域の皆さんにとって早期の完成供用が望まれているところです。

現在北勢バイパスの整備は、川越町南福崎から四日市市采女までの事業区間として随時整備を進められていますが、北勢バイパスが完成すれば三重県の南北軸を構成し、完成による効果は経済の発展につながることのみならず、大規模災害発生時等における代替機能の確保により安全・安心な三重県の創造につながります。しかしながら、中勢バイパスの進捗と比べて北勢バイパスの進捗は遅く、いまだ未事業化区間が残っている状況で、全線開通にはほど遠い状況です。

次に、北勢地域の東西軸を構成する道路について考えると、四日市市と菟野町を結ぶ一般国道477号の現道は側道開発が進み、交通量も多く、また、県道川島貝家線、平尾茶屋町線や四日市菟野大安線など、主要な路線と交差し、交通渋滞が慢性化している状況となっています。また、北勢地域におきましては、新名神高速道路や東海環状自動車道などの幹線道路網の整備が進められている状況でありまして、一般国道477号のバイパス整備はこれら幹線道路網のアクセス道路としての役割を担ってくるものと存じます。

現在一般国道477号のバイパス整備は高角インターチェンジ付近から新名神高速道路菟野インターチェンジ（仮称）までを事業区間として、順次整備が進められていますが、このバイパス道路が完成すれば現道の交通渋滞が緩和されることや生活圏が広がる、東西軸の主要な道路になるといった事業効果が期待されます。

特に新名神高速道路へのアクセス道路になるわけですから、四日市を中心とした北勢地域がより発展するための道路ネットワークを形成することになります。地域の皆さんにとって早期の完成供用が望まれているところでございます。こういう意味からも、北勢バイパスと一般国道477号の重要性がわかるかと思えます。それぞれについて現在の事業進捗状況、今後の見通し及

び県の意気込みを教えてください。

〔土井英尚県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（土井英尚）** 北勢バイパス、一般国道477号の整備について答弁させていただきます。

北勢地域においては、県の南北軸となる新名神高速道路や北勢バイパス等の整備促進を図るとともに、これらを効率的、効果的につなげる東西軸として一般国道477号のバイパス、これを四日市湯の山道路と呼んでおりますが、その道路等の整備について重点的に取り組んでいるところであります。

まず、北勢バイパスにつきましては、川越町南福崎の国道23号を起点とし、鈴鹿サーキットの東側の鈴鹿市稲生町において接続します中勢バイパスを終点とする延長28.4キロの幹線道路として、国土交通省において整備が進められているところでございます。今後の見通しにつきましては、市道垂坂1号から市道日永八郷線という今事業をしている一部区間ですが、そのうち1.4キロにつきまして平成26年度中に供用を予定しているということでございます。

県としましては、今言いました起点から国道1号までの事業化されている区間については、今言いました供用開始が考えられている北からの事業展開だけではなくて、1号線、南側からの事業展開ということで、全区間にわたる事業展開をお願いするとともに、国道1号から終点側、中勢バイパスに向けての約7.5キロの区間がまだ未事業化ということで、この区間につきましても、早期事業化に向けて今後とも関係市町と連携強化を密にしながら、あらゆる機会を捉えて国に対して強く働きかけてまいりたいと考えております。

次に、国道477号につきましては、このうち東名阪自動車道の四日市インターに接続します高角インターというのをつくっておりますが、この付近から新名神高速道路、今、議員から御指摘いただきました菟野インター、仮称でございますが、それを結ぶ延長9キロの区間におきまして、四日市湯の山道路として平成9年から事業を進めており、現在用地取得や一部区間で工事などを進めているところでございます。

今後の見通しにつきましては、先ほど言いました高角インターチェンジから通称ミルクロードまで、県道で言いますと四日市菰野大安線までの区間4.4キロにつきまして、平成25年度中の供用を目指し整備を進めておるところでございます。さらに残るミルクロードから奥の新名神高速道路の菰野インターチェンジまでの区間4.4キロにつきましては、平成30年度に予定されている新名神高速道路の開通に合わせた供用を目指し、整備を進めているところでございます。

県内の道路整備は道半ばにあり、厳しい財政状況ではあるものの、地域の協力をいただき、国や中日本高速道路株式会社等の関係機関と連携協力を図りながら、みえ県民力ビジョン・行動計画における選択集中プログラム、命と地域を支える道づくりプロジェクトに位置づけておりまして、今後予定される供用時期に供用できるように重点的に取り組んでまいり所存でございます。

以上です。

〔33番 津田健児議員登壇〕

○33番（津田健児） ありがとうございます。土井部長の答弁を聞いていますと、私とよく似て話は流暢ではないんですけども、誠実さがどんと伝わってきて、1年間防災県土整備企業常任委員会をさせていただきましたけれども、本当に皆さん、稲垣防災対策部長もそうでございますけれども、非常に強い使命感を持って当たられているんだなというふうに思って1年間過ごさせていただいて、本当に楽しかったという不謹慎かもしれませんが、非常にいい1年間を送ることができました。

ぜひ基幹道路、先般も高速道路のリフレッシュ工事があったときに、国道23号も国道1号も非常に渋滞をしております、私は渋滞でいらいらすることは余りないんですけども、県民のいらいら度数というのはかなり上がったのではないかなというふうに思っております。

時間があるのでちょっとお話をさせていただきたいと思うんですけども、基幹道路、幹線道路、高速道路も非常に重要でございます、ぜひ一日も早

い完成をお願いしたいなと思うんですけれども、少し前に本当にちょっとしたことなんですけれども、バス停があってすぐガードレールがあって、それで川があって、それでバス停があるのに待機する場所が全然なかったんですね。県のほうにお願いをしてガードレールを切っていただいて、本当に50センチや60センチぐらいの滞留所をつくっていただいたんですけれども、そうしたら自治会の方が非常に大喜びをされておられました。お金をかけて広い立派な道路をつくるということも大事な大きな使命なんですけれども、小さいことを小さい予算で誠実に早く対応するとこんなに県民の方で喜ばれるのかなと思っておりました。

ですので、お金の使い方というのは非常に大事なわけでございますけれども、やっぱり信なくば立たずで、本当にお金もちよっとだし、ちょっとした事業なんですけれども、地元の西野というところでございますけれども、その方々の県に対する信頼度はぐっと上がったのではないかなというふうに思っています。これからも大きな使命感を持って、インフラ整備に向けて頑張っていたきたいというふうに思っています。

4分残しましたがけれども、これで私の質問を終結させていただきたいと思えます。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（前田剛志） 以上で、本日の県政に対する質問を終了いたします。

## 休 憩

○副議長（前田剛志） 着席のまま、暫時休憩いたします。

午後2時59分休憩

---

午後3時0分開議

## 開 議

○議長（山本 勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 議 提 議 案 の 上 程

○議長（山本 勝） 日程第2、議提議案第8号三重県飲酒運転<sup>ゼロ</sup>をめざす条例案を議題といたします。

## 提 案 説 明

○議長（山本 勝） 提出者の説明を求めます。23番 中川康洋議員。

[23番 中川康洋議員登壇]

○23番（中川康洋） ただいま議題となりました三重県飲酒運転<sup>ゼロ</sup>をめざす条例案につきまして、提出者を代表いたしまして提案説明を申し上げます。

飲酒運転の根絶に向けて、当県においてもこれまで様々な取組が行われ、また、近年法律による厳罰化も進み、飲酒運転に対する社会的非難も高まってきています。しかし、いまだ飲酒運転による事故はなくなり、大切な命がこの本来防ぐことができる事故により奪われています。

このようなことから、本県議会は昨年10月、飲酒運転を根絶するための条例制定に向けた調査及び検討を行うことを目的として、三重県飲酒運転防止に関する条例検討会を設置し、計14回の会議を経て本条例案の提出に至ったところでございます。

次に、本条例案の柱となる考え方について説明いたします。

飲酒運転に対する法律による厳罰化が進むにもかかわらず、飲酒運転がなくなるという現状から、法律による厳罰化とは違う観点からの対応が必要との認識のもと、規範意識の定着と再発防止を二大柱としました。

まず、一つ目の柱である規範意識の定着については、教育及び知識の普及を図ることとし、特に子どものころから規範意識を定着させていくことが重要と考えました。

次に、二つ目の柱である再発防止については、飲酒運転違反者に対し再発防止のための教育等を行うとともに、アルコール依存症に関する受診義務を課すことといたしました。

次に、本条例案の個別的な内容について説明をいたします。

初めに、責務及び努力についてであります。

まず、県の責務として、飲酒運転の根絶に関する施策を策定し、実施するとともに、県民等が行う取組に対する支援を行うこととしました。

次に、県民の努力として、飲酒運転の根絶に関する取組を自ら進んで行うとともに、県や他の者が行う取組等に協力するよう努めることといたしました。

次に、事業者の努力として、その事業の特性を踏まえつつ、飲酒運転の根絶に関する取組を行うよう努めることとし、飲食店営業者及び酒類販売業者については、取組を行うに当たって特に配慮するよう努めることといたしました。

以上が責務及び努力関係であります。

次に、基本計画についてであります。

知事は、飲酒運転の根絶に関する基本計画を定めなければならないとし、また、基本計画を策定、または変更したときは遅滞なく議会へ報告するとともに、公表しなければならないことといたしました。さらに、毎年1回、基本計画に基づく施策の実施状況について、議会に報告するとともに、公表しなければならないことといたしました。

次に、教育及び知識の普及、再発防止のための措置及びアルコール依存症に関する受診義務については、先ほど本条例案の二大柱の考え方で述べたとおりであります。

次に、相談及び情報の提供等についてであります。

県は飲酒運転をするおそれのある者やその家族等からの相談に応じるために、必要な措置を講ずるとともに、飲酒運転の状況に関する情報の収集、整理及び分析を行い、適宜その結果の提供を行うものとしました。

次に、推進運動の日及び表彰についてであります。

県民の間に広く飲酒運転の根絶についての理解と関心を深めるようにするため、12月1日を三重県飲酒運転0をめざす推進運動の日とし、また、飲酒運転の根絶に関し、顕著な功績があると認められる県民等に対し表彰を行う

ことができることとしました。

最後に、施行日についてであります。

本条例案は本年7月1日からの施行としましたが、アルコール依存症に関する受診義務については周知や準備等の期間が必要なため、翌年1月1日からの施行としました。

以上が本条例案の提案説明であります。一日でも早く飲酒運転がゼロとなることを願い、慎重御審議の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（山本 勝） 以上で提出者の説明を終わります。

## 追 加 議 案 の 上 程

○議長（山本 勝） 日程第3、議案第115号から議案第124号までを一括して議題といたします。

## 提 案 説 明

○議長（山本 勝） 提出者の説明を求めます。鈴木英敬知事。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） ただいま上程されました補正予算8件、条例案2件、合わせて10件の議案について、その概要を説明いたします。

議案第115号から議案第121号までの補正予算は、平成25年度地方財政計画における給与関係経費の削減による地方交付税等の減額を考慮して、職員給与費を減じる一方、当初予算で一部計上を見送った退職手当について、所要額の計上を行うものです。

各会計の補正額は、一般会計で22億9083万1000円を増額する一方、特別会計で2442万4000円、企業会計で9907万6000円をそれぞれ減額するものです。

まず、一般会計について、その概要を説明いたします。

歳入としては、基金繰入金について、財政調整基金で22億9083万1000円を増額しています。歳出としては、議案第122号及び第123号の給与関係条例案に基づき、特別職及び一般職の給与費で52億2323万7000円を減額する一方、

当初予算で一部計上を見送った退職手当で75億4103万9000円を増額しています。また、小児心療センターあすなろ学園事業特別会計及び病院事業会計の職員給与費の減額に基づき、特別会計、企業会計への繰出金等について2697万1000円を減額しています。

次に、特別会計及び企業会計について説明いたします。

給与関係条例案に基づき、職員給与費を減額するため、特別会計では、小児心療センターあすなろ学園事業特別会計で1807万7000円、流域下水道事業特別会計で634万7000円を、企業会計では、水道事業会計で1757万6000円、工業用水道事業会計で1290万円、電気事業会計で1322万9000円、病院事業会計で5537万1000円をそれぞれ減額しています。

議案第124号の一般会計補正予算は、最近の全国的な風疹の流行状況を勘案し、胎児に重篤な影響を及ぼす可能性のある妊婦への感染を防止するため、風疹ワクチンを接種する費用について、市町が助成する経費の一部を緊急的に補助する経費として5141万円8000円を計上するものです。なお、補正予算に要する財源としては、全額財政調整基金繰入金を計上しています。

以上で補正予算の説明を終わり、引き続き条例案について説明いたします。

県の厳しい財政状況の中、平成25年度地方財政計画における給与関係経費の削減による地方交付税等の減額を考慮し、議案第122号は副知事等の給与を特例的に減じ、議案第123号は知事の給料を減ずるものです。

以上をもちまして提案の説明を終わります。何とぞよろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（山本 勝） 以上で提出者の説明を終わります。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

## 休 会

○議長（山本 勝） お諮りいたします。明13日は休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 勝） 御異議なしと認め、明13日は休会とすることに決定をいたしました。

6月14日は引き続き、定刻より県政に対する質問を行います。

**散 会**

○議長（山本 勝） 本日はこれをもって散会いたします。

午後3時10分散会